

平成17年 6 月21日

1. 出席議員

1 番	徳 村	博 紀
2 番	伊 東	茂
3 番	福 井	正
4 番	水 頭	喜 弘
5 番	橋 爪	敏
6 番	山 口	瑞 枝
7 番	中 村	雄一郎
8 番	橋 川	宏 彰
9 番	森 田	峰 敏
10 番	北 原	慎 也
11 番	寺 山	富 子

12 番	岩 吉	泰 彦
13 番	井 手	常 道
14 番	青 木	幸 平
15 番	中 村	清
16 番	谷 口	良 隆
17 番	中 島	邦 保
18 番	吉 田	正 明
19 番	谷 川	清 太
20 番	松 尾	征 子
21 番	中 西	裕 司
22 番	小 池	幸 照

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	田 中	義 明
局 長 補 佐	坂 本	芳 正
管 理 係 長	迎	英 昭

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
助	役	出	村	素	明
総務部	長	唐	島		稔
市民部	長	坂	本	博	昭
産業部	長	山	本	克	樹
建設環境部	長	江	頭	毅	一郎
企画課	長	北	村	建	治
総務課	長	北	村	和	博
財政課	長	藤	田	洋	一郎
市民課長兼 選挙管理委員会事務局長		中	村	和	典
税務課	長	北御門		敏	則
福祉事務所	長	迎		和	泉
保険健康課	長	井	手	讓	二
農林水産課	長	平	石	和	弘
商工観光課	長	福	岡	俊	剛
都市建設課	長	中	川		宏
環境下水道課	長	藤	家	敏	昭
まちなみ活性課	長	松	浦		勉
水道課	長	井	手	清	治
会計課	長	森		久	幸
教	育	小	野	利	幸
教育次長兼庶務課長		中	橋	孝	司郎
生涯学習課長兼中央公民館長		中	村	博	之
同和対策課長兼 生涯学習課参事		谷	口	秀	男
農業委員会事務局長		一ノ瀬		健	二
監査委員事務局長		安	富	弘	信

平成17年 6月21日（火）議事日程

開 議（午前10時）

- | | | |
|-------|-----------|---|
| 日程第 1 | 議員提案第 1 号 | 鹿島市議会議員定数条例の一部を改正する条例について
（質疑、討論、採決） |
| 日程第 2 | 報告第 1 号 | 平成16年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書について
（報告） |
| 日程第 3 | 報告第 2 号 | 平成17年度鹿島市土地開発公社事業計画について（報告） |
| 日程第 4 | 議案第27号 | 専決処分事項の承認について（平成17年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号））（質疑、討論、採決） |
| 日程第 5 | 議案第28号 | 鹿島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について（大綱質疑、委員会付託） |
| 日程第 6 | 議案第29号 | 鹿島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について（大綱質疑、委員会付託） |
| 日程第 7 | 議案第30号 | 鹿島市青少年健全育成基金条例の制定について（大綱質疑、委員会付託） |
| 日程第 8 | 議案第31号 | 市長及び助役の諸給与条例の一部を改正する条例について
（質疑、討論、採決） |
| 日程第 9 | 議案第32号 | 鹿島市議会議員の報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決） |
| 日程第10 | 議案第33号 | 鹿島市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決） |
| 日程第11 | 議案第34号 | 鹿島市非常勤消防団員に係わる退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決） |
| 日程第12 | 議案第36号 | 平成17年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）について（質疑、討論、採決） |
| 日程第13 | 議案第37号 | 平成17年度鹿島市水道事業会計補正予算（第 1 号）について
（質疑、討論、採決） |
| 日程第14 | 請 願 上 程 | 委員会付託 |
| | 請願第 1 号 | 「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、B S E の万全な対策を求める」請願書（産業建設委員会付託） |
| | 請願第 2 号 | 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書（文教厚生委員会付託） |

午前10時 開議

○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程は、お手元の日程表どおりといたします。

お諮りいたします。議員提案第1号 鹿島市議会議員定数条例の一部を改正する条例については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、議員提案第1号 鹿島市議会議員定数条例の一部を改正する条例については委員会付託を省略することに決しました。

日程第1 議員提案第1号

○議長（小池幸照君）

それでは、日程第1．議員提案第1号 鹿島市議会議員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。10番北原慎也君。

○10番（北原慎也君）

おはようございます。きょうはお2階の方にはたくさんの傍聴の方がお見えでございます。御苦労さまでございます。

それでは、

議員提案第1号

鹿島市議会議員定数条例の一部を改正する条例について

鹿島市議会議員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成17年6月21日提出

提出者	鹿島市議会議員	北原慎也
賛成者	〃	福井正
〃	〃	中村雄一郎
〃	〃	井手常道
〃	〃	吉田正明

提案の理由といたしましては、議員定数を改定したいので、この案を提出するものであります。

鹿島市議会議員定数条例の一部を改正する条例

鹿島市議会議員定数条例（平成14年条例第32号）の一部を次のように改正する。

本則中「22人」を「16人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

私たち鹿島市議会では、平成16年11月4日、議会改革のための見直し事項の検討を議会改革推進協議会にお願いをし、その中で議員定数について削減する方向でという答申を平成17年2月2日にいただきました。その後、種々会議を重ね、議員各位のさまざまな御意見をお聞きし、また市民の皆様の御意見を拝聴しながら、今日の政治を取り巻く状況を考慮し、特に地方財政の厳しい環境の中、議員の職務の重大性、専門的機能を十分に発揮し、市民の信託にこたえるために思い切った定数削減案22名を16名にという提案をいたします。

全国議長会議会活性化推進特別委員会は、平成16年7月7日、議員定数問題に見解を示していますが、その中で議員の職務について魅力ある職業として受けとめられないと、議会制度が危機だとしながら、ある議会の例示があったが、今日の交通通信手段の発達した中、議員定数は大幅に削減をし、より質の高い議員集団をつくるべきだとし、このことは日本じゅうの多くの市町村で通じる論理だと結ばれていました。

16名の議員数は鹿島市の有権者数2万5,937人、これは4月1日の調べですが、有権者数から議員1名当たりの数は1,618名。1人当たりが1,618名に当たります。市民の代表としての権能を発揮する議員としての役割を果たす妥当な数字であろうかと思います。

また、鹿島市当局では、財政基盤強化計画の検討中で、議会に対しても検討の要請がありました。議会ではこの件についても検討中ではありますが、特別職報酬審議会答申に伴う議員報酬削減額検討の中で議員定数削減案について現行の議員の1人当たり経費へ6名削減した場合、4年間で148,521,840円の削減となります。財政的に苦しいから減ずるということもあろうかと思いますが、むしろ市民の代表としての議員の適正な数として考えていきたいと思っています。

議員の資質の良否は有権者各位の選挙権の行使にあります。鹿島市議会は平成7年3月議会倫理綱領を定め、我々議員は市民から市政に対する権能を信託された代表であることを自覚し、政治は主権在民をもとに法によって運営されることを共通の理念とし、高い倫理的義務に徹し、もって正常で民主的な市政の発展に寄与するとして三つの使命を明らかにしています。この綱領の趣旨に従い、重要な使命を認識し、高い識見と洞察力、普段の自己研さんに努め、厳正、公平、市民の信頼にもとることのない、真摯な態度をもって最善を尽くすこ

とであります。

現代から次代にかけて、この趣旨を十分発揮される議会運営がなされることをお互いに確認をし、16名案に御賛同いただくようお願いをして、提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

直ちに質疑に入ります。11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

11番寺山富子でございます。今の御提案に質問をさせていただきます。

この議会改革推進委員会で削減の方向で検討するという提案をいたしました。これは議会全体的で出したというふうに私は思っています。この削減に対してのものは、議員として皆さんの同意がなされているかもわかりません。ですが、この時期に関して、何で今の時期にこの提案をしなければならないのかということで御質問をさせていただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

10番北原慎也君。

○10番（北原慎也君）

寺山議員の質問の趣旨は、なぜ今出さなければならないかという質問だったと思います。

確かに時期はいろいろあると思います。しかし、私たちはこれまでに、議会でいろいろ話し合いをし、しかも皆さんのおおよその御意見をお聞きして、今出しているのではなかろうかという御意見が多かったので、この時期を選んだというわけであります。

以上であります。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

ただいまの御答弁に再度質問をするわけなんです、議会改革推進委員会では削減の方向ということは決めました。ですが、この時期については決めておりませんでした。というのは、議会改革の中身にはたくさんあったわけですね。何項目もございました。その中の1点がこの議会の定数の削減についてという項目であったと思います。それで、議会改革推進で議会の改革の中身には、考慮する時間が必要なもの、もしくは今すぐでも実施した方が市民の皆さんにとっても有益なもの、望んでいらっしゃるもの、その一つの中に質問のあり方として、今まで私たちの一般質問が総括質問ということになっていたんですが、それに一問一答方式を取り入れるとか併用を取り入れるとか、そういうふうなことをしたり、またこの議会がきょうはケーブルテレビで放映なされるようになりました。このことも、すぐにした方がいいという中身の一つだったと思います。そういうふうなことをやはり急いだ方がいいと。

だけど、この議員定数については、まだまだ改選まで2年足らずといえますか、その期間

があつて、私はこの議会において熟慮する期間がまだ必要だという考えです。というのは、来年の9月でも十分に間に合うわけですね。その期間に十分に検討をして、定数を議員が全会一致できるような数、全会一致できなくても、それに近いような形でぜひ期間等をもう少し考えてほしかったということで、私はこの期間については異論がありますので、何かありましたら——もう御答弁がなかったら、それで結構なんです、これについての質問でございます。

○議長（小池幸照君）

提出者、北原慎也君。

○10番（北原慎也君）

寺山議員がおっしゃるように、いろいろな案件の中には急いでやらなければいけないものと、やらなくていいものとあると思います。しかし、今平成17年、平成19年度はもう選挙があるわけです。2年後なんです。今の議員の問題だけではなくて、一般の市民の皆さんもこの選挙に参加する権利はあるわけですから、そういう意味ではやっぱり今出して、皆さんと十分理解し合った上で次の選挙に臨むということが私は大切だというふうに思いますので、今の時期が一番妥当であろうというふうに思います。

以上です。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

時期についてはそれぞれの意見があろうかと思いますが、この辺でとどめたいと思いますが、私はやはり今の時期は早過ぎるということで私の意見でございます。

次に、定数が22名であるものを6名減に提案がなされました。その6名減というものについて、何で6名だったのかというところですね。やはり私が思いますのは、全国的に今22名ですね。全国的にいろんなところで法定数というものが、鹿島市にも法定数がありますが、26名の法定数がございます。全国的に見て、法定数の上限に対して、通例どこの市町村でも、これ平均なんですけど83%ぐらいが今の実数になっているというふうに聞きます。26名にそれを掛けましたら、20.98ということで21名になるわけですね。でも、私たちは今22名ですので、これより少し上回ってはいます。ですが、今回出されたのが16名ということで、大幅に開きがあると思います。これについてのどういうふうな意味合いで22名を16名になされたのか、その辺を詳しくお伺いをいたします。

○議長（小池幸照君）

提出者、北原慎也君。

○10番（北原慎也君）

お答えをしたいと思います。

実は私もここに市議会手帳というのを持っておりますが、この中で各市議会の状況を調査いたしました。今言われるように、かなり思い切った削減案になっております。ところが、私は平成8年にある市の方に、これは関西であります、視察に参りました。これはもう自費で単独で議会に視察に行つてまいりましたが、その議会は鹿島と大体人口が同じぐらい。その当時で18人の議員の数でありました。今、鹿島と同じぐらいの人口のところで16人というのは一つです。私はね、鹿島が16名でやったとして、これはひょっとしたら、皆さんが、日本じゅうの人たちがびっくりされるかも知れません。しかし、個人的な考え方を言つていいかどうか分かりませんが、私の考え方は、定数を思い切って削減をして、議員の報酬は高くすべきだという考え方を持っています。そうしないと、本当に若い人たちが議員として活躍できる場は設定できない。そういうふうに思っています。これは前の議会のときにもそういうことでここに立つたと思っております。ですから、報酬は高く、そして議員の定数はなるべく抑えられれば抑える。私は2万5,000人ぐらいの有権者でありますから、そうしますと、さっき申し上げましたように、16名で1,600人ぐらいです。皆さんが投票して1,600人。1,600人の代表ということが、私は議員として一番いいぐらいの権能が示されるのではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

ただいまの問題で、もう一回質問を――質問といいますか、意見でいいと思いますが、御答弁といいますか、結構だと思います。

やはり16名という数がこの鹿島市の人口の中で適正なのかということは、これは全く私分かりません。ですが、今22名でやっているわけですね。そして、それぞれの議員がそれぞれの地域、またはそれぞれの自分の考えで、この議会に立候補をし、そして今席をいただいています。そういう中で、今1,600人の有権者の方の代表、代弁者といいますか、ところで議員活動をするのがいいんじゃないかということもありました。その辺の数は、私は分かりませんが、この22名が16名になったとき、果たしてここから6名減らなくてはならないわけなんです、それとともに、また新しく立候補しようという方もいらっしゃると思いますので、やはりそういう方々の立候補しようという気持ちもそいでしまうと。

ということは、やはり議会というところは民主主義の集約された場でありますので、コストがかかると思います。そのいろんなコストに対して市民の皆さんがどれだけ税金を注いでくださるかということにかかってくるわけですね。ということは、税金をかけてでも、ある一定のお金をかけてでも、自分たちの本当の意見を代弁してほしいと、そしてその代弁されたものが反映されて自分の暮らしに少しでも有益になるという一つの方法として、私は議員

の数というものは、やはり一人でも多い方がいいというふうには考えています。ですが、今の御時世、少しでも減らしていいんじゃないかという削減の方向には私も賛成をいたしております。

ということで、定数については、これは国にも問題がありますが、国というものは——国会議員ですね。国会議員は定数があります。そして、それに沿って1名でも減になったら選挙を行って、また立候補がなされて数が補てんをされていきます。こういうふうな国の財政が厳しいという中で、そういうふうなものの議論は一切なされていません。また、県議会においてもしかりですね。全くそういう厳しい情勢の中でそういうことはなされていません。ですが、こういう末端の地方議会、本当に密着したところにある地方議会のみがといえば、国会議員、県会議員、こういうふうな地方議会議員、弱者の議員といいますか、そういうふうなところの議員であるわけですね。代弁者をするにしても、やはり弱い立場に位置されるんじゃないかと、そういうふうな国の方針でそういうところにあるものが何でも痛みを分かち合うというふうな、すばらしい言葉かもわかりません。聞いていて、本当に痛みを分かち合うということは優しいですね。人の気持ちがわかるというふうにとらえられるかもわかりませんが、この小泉さんがやっている三位一体改革の痛みを分かち合うというのは、私は決して優しい痛みを分かち合うんじゃないくて、やはり困っている人たちのいろんな行政を切ってしまうと、そういうふうな痛みを分かち合う痛みで、決していい方向になっていると思いませんし、この定数については、やはり地域住民の意向を反映し、実情を吟味しながらの定数であるべきというふうに思います。

これについて、もう御意見はいいと思いますので、やはり私の考えを述べないといけませんので、その辺を御理解していただきたいということです。

それから、今回の定数削減の6名という減の一つの中に、財政基盤強化計画に沿ったということも申されました。この財政基盤強化というのは、計画は今からの計画であって、私たち議員もそれぞれの考えを今から出していくというふうになります。執行部も案は出されましたが、それは決定いたしておりません。ということであるので、それを受けてというのは、それが決まったのごとくというふうにとらえられるかもわかりませんが、私はそれぞれほかの方法でもっと市民の皆さんとともに考えた中の基盤財政強化を考えていくべきだと思いますので、この財政基盤計画に沿った定数削減の数というものには、やはり問題があるというふうに思っていますが、それに対して御意見等ありましたら、お願いいたします。

○議長（小池幸照君）

提出者、北原慎也君。

○10番（北原慎也君）

定数の問題について、国会とか県会とかの話をなさいましたが、それは私は一般質問の中で国の今の政治のあり方、県のやり方、こういうことについては寺山議員と同じようなこと

を申し上げておりますので、ここでは省略をいたします。

実は私も、この手帳の中で大阪の高石市、あるいは四條畷市というところ、ここは議員の定数17名なんです。人口が高石市は6万 1,432人です。鹿島市よりもかなり多いですね。それから、四條畷市も17名の議員で、人口は5万 7,022人です。こういう市もあります。私は鹿島市でできないことはないというふうに思っています。

それから、さっきの最後の質問なんですが、私は財政基盤強化計画は今検討中だというふうに申しております。財政的に苦しいから減ずるということもあろうけれども、むしろ市民の代表としての議員の適正な数を出すということで申し上げておりますので、そこら辺は誤解のないようお願いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

適正な数ということで、ここに上程をされておりますので、考えとしては適正な数と思われるから上程がされているというふうに私は思います。

それから、財政基盤計画が検討中ということですね。それはもう、私の発言がちょっと違った方向に行ったかもわかりませんが、私の考えとしては、検討中ということと、これから別の方向でもって、こういうことを論じてもいいんじゃないかと、6名じゃなくてもいいんじゃないかということを申し上げました。

それから、思い切った提案ということで、これは鹿島市議会の議員のみならず、全国のいろんな国会議員からこういうふうな自治体議員まで、議員は常日ごろ議会活動で何をやっているのかということが、絶えずいろんなところで問われたり、非難にあったりいたすわけですね。そういうことは私も重々反省をしなくてはならないというふうに思います。そういう意味での議会改革、議員改革といいますか、もちろんそれぞれの議員がやはり勉強をし合うというふうな改革をすべきであるということで、今回の私たちの改革案を出して、少しでも市民の皆さんにわかり合うようなということで、この議会をすべて公開すべきということで放映をしていただくということになったわけですね。それから、少しでもわかりやすいということで、一問一答を取り入れたり、議会報も出しています。

そういうふうなできることはやっていく。見えるところはやっていく。ですが、それぞれの議員が常日ごろのことにおいて、もっといろんなことを研さんし合うということが一番問われていると思いますので、私もその辺はいつも心してしなくてはならないという反省で議会活動を行うということを、これを肝に銘じてといいますか、やっていきたいと思いますので、その辺がよりよい、質の高い議員をつくるということに一番当てはまると思いますので、議員定数を減らし、そして専門化し、そしてまた、ある一定の報酬が支払われて、その中で頑張る。それは最高の条件であるかもわかりません。ですが、やはり今回の定数の16名と

いうことには、あえて私は反対であります。

以上で私の質問を終わります。（「討論のごとなつたな」と呼ぶ者あり）討論じゃなくて質問を終わりますので……（「討論のごたつて」と呼ぶ者あり）今のことについて、魅力ある議員ということでおっしゃいましたので、それにつけ加えさせていただきましたので、討論じゃないんですけど、御答弁は結構だということでございます。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

20番松尾です。ただいま提案いただきました件で幾つか質問をしたいと思います。

まず、私たち議員というのは、最近余り使わなくなりましたが、地方において揺りかごから墓場まで住民の皆さん方のいろんな暮らしを守っていくという、そういう仕事をしていく、先頭に立っていくべきだと思っておりますし、私自身も足かけ30数年になりますが、そういうことを基本として取り組んできたと思います。

ただ、この長い流れの中で続けられてきた自民党政治の、そのいろんな問題が今一遍にこういう形で地方にしわ寄せが来たんじゃないかと思います。特にそういう大きな問題が合併問題などにも絡んできたんじゃないかと思います。

そういう状況をいろいろ言えば限りありませんので、具体的にお尋ねをしたいと思いますがね、まず先ほど提案者の方が市民の信託にこたえるために定数削減を提案したんだと、そういう意味だったと——そうでしょう。違ったら違ったと言ってください。市民の信託にこたえるためだとね。じゃあ、市民の信託というのは何なのかですね。定数を16に減らさんといかんといかんような市民の声というのは何だったのか、具体的にお答えをいただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

提出者、北原慎也君。

○10番（北原慎也君）

私が引用させていただきました鹿島市議会倫理綱領は、私が議員になる前にできた倫理綱領であります。ですから、私が議員になる前に皆さんがおつくりになったものですね。その中の冒頭に「我々議員は、市民から市政に対する権能を信託された代表であることを自覚し」とあります。その信託ですね。任されているということです。市民の皆さんから選挙を通して任された。ですから私たちは、倫理綱領の三つの項目をつくって、それに従ってやっていきましょうということを誓ったと思います。私は信託というのはそのように解しております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいまお答えをいただきましたがね、今、議員の倫理綱領を引用しておっしゃいましたが、じゃあ、16名にすることがどういう形で今おっしゃったことに一致していくのか、こたえていくのか、私はわかりませんので、わかるように教えてください。

○議長（小池幸照君）

提出者、北原慎也君。

○10番（北原慎也君）

お答えをしたいと思います。

言葉の意味について、私が考えることと松尾議員が考えることは、私は解釈によって違ってくるということはあると思います。私は16名の議員でやるということの意味は、先ほど提案の理由の説明の中で申し上げておりますので、そのことが私の提案の理由であります。ですから、16名でやっていくというのは、市民の皆さんが納得していただく数だと、そのように思っています。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

市民の方は納得されると思いますが、私は納得しません。そのやりとりしたって、結論は出ないと思いますがね。私は市民の皆さんたちは、やっぱり議員にいろんな期待をされていると思いますし、そうですよね。特に最近、この不況の中でいろんな人たちが十分な仕事もない。農業にしたって、なかなか思うようにいかない。漁業だって同じ、すべての鹿島市の地場産業、その周辺の産業というのが大変な中で、いろんな人たちとお会いする中で「おい、どがんたっこんしてくいらいよ、議員は何ばしよんのまい」というふうな声を聞くのは私だけじゃないと思いますがね。つまり、私たち議員というのは、そういうすべての人たちのいろんな生活をしっかりとつかんで、そして、その人たちの要求に少しでもこたえていけるような、そういう仕事をしていくのが私たち議員の仕事だと私は思っておりますし、そういう基本的な気持ちで仕事をさせていただいております。

そういう中で、私たち議会としてもね、今まで何度もいろんな問題が起きるたびに、議会改革だ議会改革だということで、いろんなことを取り組んできましたよね。先ほど寺山議員からもおっしゃいましたが、きょうもあります、議会の様子を皆さんに知らせるためにということでテレビの放映をするとか、それから、あるときは政策集団をつくって頑張ろうじゃないかということで党派制度をつくるとか、いろんな取り組みをしてきたと思います。ところが、なかなかそれが定着しないというのが今日の議会だったと思います。だから、今に至ってもいろいろ問題もあると思いますがね、私は一番大事なのは、選ばれたこの議員すべてが、やっぱりそういう皆さんの気持ちを、いろんな生活をこの議会の中で十分に引き上げ、論議をすることがまず私たち議員の務めじゃないかと思うんです。それは提案者

の方も重々おわかりだと思います。

私は、つい先ほどの全協のときにも、この定数問題が出たときに言いましたがね、まず私たち議員がどうしなくちゃいけないかということを考えようじゃないかと言ったと思います。例えば一般質問が終わったばかりですね。幸い今回は12名、これも多いとは言えませんがね、12名の議員が一般質問いたしました。本来なら、それぞれの地域の皆さんたちから、それぞれの団体から選ばれた私たちですので、すべてが一般質問するだけの材料はあるんだと思うんですよ。例えば、そういう形でそれこそ皆さん方の目に届くような、私たちの活動、皆さんの声をここで十分に論議できるようなことを私たちがやっていたら、市民の皆さんは何とおっしゃるでしょうか。

例えば、こういう質問されたんですよ、私はここで言いたくないです。それぞれ議員の立場もありますから言いたくないですが、「一般質問ばすん者な決めちゃったですか」という質問を受けたことがありますよ。今、私たちは、そう言われても仕方がない状況なんですよ。そうでしょう。一般質問する議員というのは、大体10名前後でしょう。定数を減らすことより、まず、自分たちの足元から十分にそういうのを反省しながら、そして本当に住民の皆さん方の声にこたえていくということが私は大事じゃないかと思うんですよ。今選ばれている私たちが十分に皆さん方の声にこたえるだけの議員としての役割をどこで果たしていくか。ここでしゃべることができるのは私たち議員しかいないでしょう。

きょう、区長さんとかいろんな役についた方もいらっしゃると思いますがね、どんなに言いたかったって、ここで言えないんですよ、ここで。選ばれた私たちしか言えないんですよ。その代弁を私たちが十分にやらんどって、市民から「議員は何しよるかわからんけん、定数そがん余計におったっちゃ同じこっじゃなかか、減らせと言われよっばい」と、「そいぎ減らそうか」て、そんな安易なことじゃないと思いますよ、私は。そうじゃないでしょうか。

私は市民の皆さんからお叱りを受けるかもわかりませんが、私はそういう気持ちを持っています。そういう中で、私は今回の定数削減の提案ということには、どうしても納得がいかないわけですがね。

もう一つお尋ねしますが、ここで定数を減らして、質の高い議員集団をつくらんといかんというような意味のことをおっしゃいましたね。質の高い議員集団とは何なんでしょうかね、その辺をお答えください。

○議長（小池幸照君）

提出者、北原慎也君。

○10番（北原慎也君）

お答えをしたいと思います。

松尾議員のお考えをお聞きして、それは市民の皆さんが選ばれたわけですから、私が選んだわけではありません。議員は市民が選んだのです。その負託にこたえるのは議員でしょう。

そして、それをごらんいただいて、次の選挙のときにその議員については当然市民の皆さんが御批判をなさることだろうと私は思います。

私は、さっきここで最初に提案理由の説明をいたしました。その中にすべて網羅したつもりでありますので、一々まだ答えんといかんのかなという気がしております。（「質問には答えんば。質の高い議員は何かと言うたでしょう」と呼ぶ者あり）私は、それは市民の皆さんが選ばれたその質だと。ですから、市民がどういう選び方をするかということに私はかかっている。ですから、選挙権を大切に使ってくださいということもお願いをしたわけです。私は、私がだめならどうぞ落としてください、結構です。市民と議員の間というのは、そういうことだと思います。

ですから、私も先ほど松尾議員が言われたように、それはいろいろな人とお会いして、お話を聞きしたり、あんなるほどとうなずいてみたり、あるいは反発をしてみたり、そういうことをやってまいります。そういう機会を多くつくればつくるほど、いい結果が生まれてくると、そのことは私も松尾議員と少しも変わりませんよ。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

提案者は、質問にやっぴり的確に答えるべきですよ。提案理由を言うたけんがよからうがて、そりゃね、そいぎ市長だって、質問して、ちゃんと提案理由ば言うたけんよからうかと言われるぎ、あなた腹かこうもん。そうでしょう。やっぴりね、提案したなら、みんなに納得してもらいたい。例えば、最初はいんにやて言いよったっちゃ、あらそぎゃんない賛成せんばなたと言わんばなんごたっ答弁ばしいきつごとしとかんですか。提案者として、そのくらいのなからんばと（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）思います。

私はね、この質の高い議員というのがどういうのかというのは市民で選べというような、市民の方に責任が行きましたがね。例えば尺度がどこにあるかわかりませんが、すぐれたという議員がどういうのか私はわかりませんが、何人か特別の専門的な議員をつくって、本当に今の市民の負託にこたえられるかなと私は非常に疑問です。

例えば、私が初めて――昔のこと言うちゃいかんですけどね、35年前は議員定数30名でした。もちろん人口も3万5,000人ぐらいおりましたから多かったわけですがね、やっぱり本当にそれでもなかなか市民の皆さんの隅々まで手が届くということは、私の力がなかったからかもわかりませんが、非常に困難なことでした。今だってそうです。今、妥当な数字であるということで、議員1人に市民1,618名というようなことをおっしゃいましたがね。

私は考えますが、今のこの大変な時期だからこそ、私たち議員が十分に市民の皆さんの中で意見を聞き、活動でき、そして議会の中で活動できるような体制をとるときだと思うんで

すよ。本当に皆さん方も十分なさっていると思いますがね、今ほど市民の人たちが手を差し伸べてもらいたいと、何とかお願いしたいと、こういう人たちの多いときは、私の経験上ではなかったような気がします。

先ほどからも出ておりますがね、特にこれから鹿島市自体の財源が不足しているということで、いろんな形で住民サービスが切り捨てられようとしておりますけれども、そういうときだからこそ、私たちが本当に市民の皆さんの中に入って十分に意見を聞きながら、そして、それを議会議員としてどう生かしていくか。私たちが一つになって、その問題に取り組んでいくという大事な時期だと思うんですよ。そういうときに、私は22名の定数を16名に減らすということがどうなのかと疑問を持っています。

今の時期で、お互いに私たち議員ももちろんですが、市民の皆さんも一つになって痛みを分かち合わなくてはいけない部分もあると思いますが、どこでそれをするかということですよ。だから、私は定数削減、すべて反対だとは言いませんよ。そうは申しません。しかし、今回提案された問題については、どうしてもこれでは本当に十分に皆さんたちの声を聞き、それを生かすだけの活動をするには非常に困難だと私自身がそう思いますので、あと討論には立ちませんが、私はこれには納得いかないと思っています。

特に最近の状況を見ますと、本当に私は24時間と言っていいと思いますが、多くの皆さんたちがいろんな問題を持ち込んでいただいております。非常に大変な状況のときです。そういうときですから、なるだけ自分の周りの人たちに十分に手の届くような、そういう議会の体制をつくっていく。そして、私たち議員が本当に市民の皆さんの負託にこたえられるような議員としての議会活動をするということを私は願って、この問題には反対の態度をとっていくということを申し上げて、終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

こんにちは。きょうはたくさん区長会からも傍聴に来ていただいております。率直に私の意見を入れて提案者にただいまから質問を二、三させていただきたいと思います。

きょう、全協の通知が——議会議員の全員協議会、非公式の会議が9時半から、きのう通知が入りまして、来ましたら、6名減で提案するんだということを初めて聞いて、30分後にこの議場に入って、私も率直に言ってびっくりしておるんです、何で6人なのかと。それは確かに民意、市民の皆さん方の意向としては、「ちょっこの議会もいま一つしっかりしてくれや」「こんな肝心なときにおまえたちはどがんしょつか、何人おったっちゃ同じことじゃっかい」という一般的な世論があるのは私も十分承知をいたしております。そういう一つの世論の表面の動きからすれば、いんにゃあ2人よりか4人、4人よりか6人と、いんにゃ、どっちみち半分ぐらいににゃあてもよかくさいというのは、応援団が表面づらは多く

なる議論かも知れないというのは前提につけはいたしますが、議会内のコンセンサスをこうした議会の、いわば権能にかかわる問題を本議会でひねるといえるときに、議会の大多数の同意が得られて提案をされたのかどうか。

これは普通の執行部が提案をされます当年度の予算だとか、あるいは当年度一部条例の改廃をするとか、こうしたものは日にちが過ぎ去っていくわけですから、いずれにしても議論の末に最終的には民主的な手続をとるという立場から過半数の賛否をもって民主主義の結論とするというのは、これは至極当たり前のことです。しかし、三権分立を——地方自治体には三権分立はありませんけど、二権分立ですね。執行部の人事権、予算権という権限に対応して、議会が審議権、それからその可否権というものに関して、果たして議会がその権能を果たしておるのかという片方の批判もあるんですね。そういった点で、この議会の権能をいかに高めていくかという大局に立って議論をした結果として、大多数の今席を置かせていただいております我々の議会の意向として、その数値が適切な数字だという結論に達してここに提案をされておるなら別ですけど、そういった点について十分なコンセンサスがとられていないというふうに私は考えるわけなんですけど、提案者のお答えいただきたいというのが第1点です。

○議長（小池幸照君）

提出者、中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

提案者にかわりまして、提出をしておりますので、ただいまの谷口議員の質問に対して、私の方からお答えをしたいと思います。今回のこの削減に対しましては、先ほど寺山議員の方から削減の時期、提出の時期の問題等もございましたけれども、削減をしていく方向性に関しては一部反対はございましたが、議員が総意でこの削減の方向性を出したというふうに私は理解をいたしております。そのことは先ほども答弁がありましたけれども、平成16年の11月に議会改革の推進協議会を設置いたしました。この議会改革の推進協議会は各常任委員会から代表2名を出して6名で構成をされております。その答申が削減の方向性でということによって上がってきたことを受けて、議会運営委員会の中でも協議を何回となく繰り返してまいりました。さきの議会運営委員会で、今期改選になりまして、新たな議会運営委員会の中では6名とすべしというような案を持って全員協議会等にお諮りをしたところでございます。しかし、先ほどから議論があっているように、6名では多過ぎるということで4名の案も出てまいりましたが、昨日も賛同者の方々お集まりいただいて、協議をいたした結果、6名の案で今回提出をすることで——全会一致というわけにはいきませんでしたけれども、きょう、いろんな経緯があって6名という形で提案をすることになりました。

以上です。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

ただいま前議会運営委員長の中村雄一郎提出者の方から一通りの御答弁をいただいたわけですが、今の答弁はそういう手続を踏んできたんだと、議会内につくっておる推進協議会で削減の方向で大筋合意がとられて、時の議会運営委員会の議論の結果として6名減という一つの流れができたんだということでございますが、それはあくまでも小委員会での議論の結果であって、全体としての議論というのは昨日、勉強会という形で行われたと思いますが、これはあくまでも勉強会で非公式な会議であって、必ずしも全員がそれに参加したわけではないですね。その意思のある方、あるいはそれに不安を持っておられる方、入りまじったまだら模様の心境できのうは参加をされて、いわば6名がいいのか、4がいいのか、あるいは2がいいのか、私も5期お世話になっておりますが、従来は2以上の削減というのはあっておりませんけど、一挙に6がいいのかという議論には大いに皆さん異論の、あるいは疑問のあるところだろうというふうに思うんですね。であるならば、それだけ大胆なメスを入れるということであればあるほど、それだけ慎重な検討、全体でひとつ議論ができる、そういう場をやっぱり醸成していくべきだろうというふうに思うわけです。

しかも、この定数減というのは適用されるのは2年後なんですね。2年後の春からでしょう。それを拙速に合意もとらないままに、ここに不良消化で、よしんば1票差でも2票差でも過半数で可決するという姿が、果たして市民の皆さんが望んでおられる民主的な手続の方法かという点では、議会ではもっと議論を尽くせよと、過半数であったかもわからんけれども、内部にはそうした有力な意見も残っているじゃないかと、そういうことこそ改革のまず出発点ではないのかという議論だって、皆さん残ると思うんです。

したがいまして、私はただいまの答弁の一連の手続論については、否定はいたしておりません。しかし、熟しておるか、あるいは醸成されたものになっておるかという点では大いに疑問が残るというふうに考えるわけでございます。ただいまの私の追加の質問に対する御答弁があればお願いをいたして、次の2点目の質問をいたしたいというふうに思っております。

これはもう基本論でございますが、提案者にその認識を問いたいというふうに思います。

我が国の場合は議会制民主主義という手続をもって民主主義の実践をやっておる国でございます。そういったことで、法定定数で先ほど寺山議員が法に26名というのが盛られておると。私はその26名にこだわっておるつもりではありませんけど、民主主義の一つの手法としての一定の見解が法律として定められているものと思います。片方には、法律を見ますと、地方自治法の中に町村にあつては議会を置かなくてもいいとなっているんですね。区長さんたち。何かといえば、議会不要論じゃないです。住民、有権者の総会をもって議会の議決にかえることができるとなっているんです。それはより民主的な手続を踏むんだと、議会制民

民主主義をとらざるを得ない大都市とか、そういうところはこういう法定定数をもってやりなさい。しかし、小さな町村にあっては、例えば体育館に町長、村長が町民、あるいは村民全員を招集して、過半数の出席をもって過半数の賛成、あるいは反対をもって事の提案の決着を見る、可否を決めると。要するに民主主義というのは、それだけ重要な手続を踏めということなんです。そういう観点から言いますと、この民主主義のただいま申します論点と今度の提案者の6名減の論点と、どういうふうに整理をされるのか、非常に答えにくい質問かも知れませんが、基本にかかわる問題ですので、この点についてお答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（小池幸照君）

提出者、中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

今回の提案に関しましては、北原議員と十分に協議をした上で提案をいたしましたので、若干ニュアンス等の違いもあるかと思いますが、私の方から答弁をさせていただきたいと思います。

さきの質問で、やや拙速過ぎたのではないかなという御質問がございました。このことに関しましては、今議会の本日、議案審議の冒頭でこの案件に関しては、まず定数の削減をやろうということを何回となく全員協議会の中でも議論をいたしましたので、それに合わせるべく準備をしてきたところでございます。

この問題はそれぞれの考え方の中で4名ないし6名という人数のそれぞれの思いがあると思います。そういうことで、今回結論を出さず、先延ばしにしても同じような状況は続いたんじゃないかということが1点と、もう一つは、現在進められている鹿島市の財政基盤強化計画の中で我々議会としては3月議会に市長から報酬の削減議案が提出をされた際に、私はさきの議会運営委員長をしていたときに提出の見送りをお願いいたしました。そのときの理由が議会運営委員会といいますか、議会としては定数削減を今検討している最中であるので、何とか先の方に7%の削減案を見送ってほしいというお願いをいたしましたが、市長は前回も提出をされ、今回も提出をされておりますけれども、その時点からやはり議会の定数削減に関しては我々の責任の中でやっていかなきゃならないということで、今回の、きょうの提案になったということでございます。ややすべての議員の合意を得られなかったという点については御指摘のとおりだとは理解をいたしております。

それから、もう一点の議員を16名にすることに関してでございますけれども、本来、財政面だけで今回語られておりますが、財政改革と行政改革は私は別のものと私は考えています。財政改革のことだけ考えますと、16名の削減というものはすべてそこに当てはまっていくわけでございますけれども、行政改革の面でいくと、本当に削減することが行政につながっていくのか、市民の声が反映をされていくのかという、そういう疑問は持ちながらも、鹿島市

の合併ができなかった今の財政状況を考えればやむを得ない形ではないかというふうに考えております。提案者の北原議員、私の考え方と違えば答弁をお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

では、たびたび、見解の違いもありますので、質問を掘り下げるつもりはありませんが、次の質問をいたしたいと思います。

先延ばししても結論が出るわけではないという——結論が出るわけではないという言葉の表現ではなかったと思いますが、堂々めぐりになるのではないかと、一つの踏ん切りをつける時期が今回であったと。しかも、議員の報酬の改定の絡みもあったということを申し上げられましたけど、そこがいみじくも言われたとおり、これは言うのを差し控えようかなと思っておったんですが、動機が不純ではないかという議論が一つは起きてくるんですね。

3月議会に市長がみずからの削減とあわせて10%前後の議員の報酬削減を提案された。それを議会としては否決をした。今回、市長が再提案をされるということを受けて、議員報酬を維持、もしくは削減幅を縮小するというならば、刺し違えの問題として議員定数をひねらざるを得んだろうという議論があったんじゃないですか。議員報酬というのは、時の、時代の経済背景、あるいは行財政の背景、もちろん世論の背景等々によって変動をしていきます。毎年改定される場合もありますし、今回のように10年近くも改定をしていないときもあります。それは情勢によって動いていきます。ただ、議員定数というのは民主主義の根幹に触れる問題であって、そうした議論と刺し違えるような議論とは現実的には——提案者は考えられたかもわからんけど、別角度の問題だろうと私は考えるんです。どうでしょう、皆さん。根幹にかかわる問題です。

議員報酬というのは、先ほど言ったような事情によって、下がる時もあれば上がる時もあるんですよ。しかし、民主主義の根幹というのは、そうやすやすと変えられるものじゃないと思うんです。26人の法定定数から現在の22の定数になるまで何年かかっていますか。それをこの1代の議会で、しかも一部有志をもって提案をして。こういう案件は、本来ならば全議員の連名で、22人の議員をもって提案をすべき案件なんですよ、こういう案件は。そうでしょう。

そういった点で、非常に動機が不純なものがある。（発言する者あり）やじも一部、不満な声もあるのは私も十分承知の上で基本論をもって言っておるわけですので、あれは谷口の考え方だということでお聞きいただきたいと思います。私はそういうふうに思います。その私が動機が不純ではないかという質問、考え方にひとつおさまりのつくような答弁がいただければいただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

提出者、中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

谷口議員が納得をしていただくような答弁というのは非常に難しいのかと思いますが、確かにこの問題は全議員が納得の上で提案すべき案件だというふうには十分理解をいたしております。しかし、先ほども申しましたように、今議会の冒頭で出していこうというのは、これは合意がとれていたというような判断を、私を含めて大多数の議員はなされておると思いますが、その中で1点は提案をさせていただいた。

それともう一点は、議員定数の6名削減ということに関しましては、先ほど申しましたように、鹿島市の財政基盤強化計画、これは平成18年から平成22年度までの5カ年間で25億円を削減するという計画でございますけれども、その中で検討されている事項、これはまだ明らかになっておりませんけれども、一つには合併をしなかった場合の議員の削減数、これは5名でございましたが、それをさらに上回る提案をしているわけでございますけれども、確かに言われたように報酬との関連も同時に審議をした中で、このような6名の削減で——昨日、出席者はすべての皆さんではございませんでしたが、出席をなさった方々の中で協議をした上で提案をしたと。納得はしていただけないと思いますが、そのような手順を踏んで提案をさせていただいておりますので、あとは谷口議員が判断をしていただきたいというふうに考えます。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

谷口議員としては当然谷口議員としての判断をいたしますが、きょうはこうした根幹に触れる問題であって、議会内合意を再度確認する一つの意味合い、それから、やっぱりきょう、こうした形で区長さん方を初め一般の方もおいでになっておると思いますが、それだけ世論が高いだけに、議会人として市民もやっぱり納得できる結論を出していきたいと、そういう意味から疑問をただしておるということは、ひとつ御理解をいただきたいというふうに思っております。

それで、最後に1点だけ御質問を申し上げたいというふうに思います。

先ほどもちょっと触れましたけど、議会と執行部の対等な力関係といいますか、これが法律で保障をされて、我々は日々それを実践いたしておるわけですが、市民の皆さんが議員の定数をひねる。あるいは議員の給料が高過ぎると——給料とは言いませんけど、要するに報酬が高過ぎると。これは裏返せば、今の議会、あるいは私を初め議員保有の働きに対する評価だろうと思います。いわば通信簿といいますかね、勤務評定といいますか、それが今の世論としてあると。その一つの中に議員定数の議論があるし、議員の採否の議論があるものだというふうに私は思います。

しかし、それはそれとして、我々鹿島の市議会、あるいは議員固有は固有で総括、あるいは反省、今後の対応というのを十分考えて、身を律していかなければならないというふうに考えますけど、議会に向けられたそうした勤務評価、民意ですね。これに対する議論といいますか、こういうものは手続を踏まれてきた。私はその委員会の中に入っておりませんので、十分わかりませんが、こうした議会に対する今の評価というものをどう受けとめて、この議員の定数の問題にたどり着かれたのか。恐らくそれが底流にあると思うんですね。その辺についての議論をなされてきた経過があるかどうかについて確認を申し上げたいと思います。

なお、最後に、いま一つ再考を提案者をお願いしたいのは、この場によって結論を出さなければ、次の議員の選挙の執行ができないというような日程的な差し迫りはないと思うんですね。そういった意味では全議員が提案者となって提案のできる形を醸成していく。それが来期の議会になるのか、のべつ幕なくというわけにはいかないかも知れませんが、賛成多数で数を数えてみれば大体過半数の根回しはきいとりばいというようなことで取り扱うべき問題ではないというふうに考えますので、そういった点から、いまだし議会内でも確認ができ、全体が提案者となり得る。しかも、どの議員に市民から問われても、こうした経緯をたどってこういう結論に達したという説明が議会のできる、そういう環境を育てる醸成をしていくお考えがないのかどうか。この点についてお尋ねをして、私の質疑を終わりたいというふうに思います。どうもありがとうございました。

○議長（小池幸照君）

提出者、中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

議会のいわゆる我々の勤務評価、そういうものが今回の提案にどのように結びついているかということでございますけれども、恐らく市民の皆さん方から議員の定数の削減の声、区長会等を通じて上がってきていることは私も耳にしておりました。その辺が我々の勤務に対する一つの評価ではなかったのかというような感がいたします。そのことに関しましては、やはり我々は真摯に受けとめながら、これからの議会活動に生かしていかなきゃならないだろうというふうに考えます。きょう、こうして我々提案者が提案、賛同者とともに16名の案を提案して、ここの議場でケーブルテレビを通して市民の皆さん方にも明らかにしていたわけでございますので、そのことに関しては16名が可決する、あるいは否決をするということに関しては、それぞれの意見で自分の意思を通していただいて結構かと思います。この議論は決してむだにはならないというふうに考えますので、どうかそれぞれの議員の良識の中でそれぞれの活動の中で判断をしていただきたいというふうに思います。

○議長（小池幸照君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議員提案第1号 鹿島市議会議員定数条例の一部を改正する条例については、提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

賛成多数であります。よって、議員提案第1号は提案のとおり可決されました。

日程第2 報告第1号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第2. 報告第1号 平成16年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

当局の説明を求めます。藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

議案書の1ページでございます。

報告第1号 平成16年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明を申し上げます。

2ページをごらんくださいませ。

この繰越明許費5件の設定につきましては、去る3月の定例会におきまして平成16年度の一般会計補正予算の一部として議決をいただいております。用地買収や材料入荷のおくれ、あるいは国の補正予算成立の時期の問題、県営事業との工事期間の調整関係などから、平成17年度に繰り越して使用するものでございますが、今回、繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調整し、報告いたすものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑はないようですから、以上で報告第1号は終わります。

日程第3 報告第2号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第3．報告第2号 平成17年度鹿島市土地開発公社事業計画についてであります。

当局の説明を求めます。藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

報告第2号 平成17年度鹿島市土地開発公社事業計画について御報告申し上げます。

別冊の平成17年度鹿島市土地開発公社事業計画で御説明いたします。

報告書の1ページをごらんください。

鹿島市土地開発公社につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、昭和48年に設立されて以来、市の事業との整合を図りつつ、市からの委託に基づき事業を実施してまいりましたが、平成16年度からは公社を維持していくための必要最小限の経費のみを計上することといたしております。

平成17年度の収入支出予算でございますが、第2条第1項、収入支出予算の総額は、収入については40千円、支出については60千円といたしております。

2ページをごらんください。

第1表 収入支出予算のうち、収入でございますが、1款、事業外収入、1項、利息収入は、普通預金と定期預金の利息で39千円を計上し、2項、雑収入は科目のみといたしております。収入合計は40千円でございます。

次に、支出でございますが、1款、管理費、1項、一般管理費は60千円で、佐賀県土地開発公社連絡協議会負担金などがございます。

支出合計も60千円で、収入支出差し引き不足額は、準備金を取り崩して補てんいたすものでございます。

3ページ以下の参考資料につきましては、説明を省略させていただきます。

なお、この平成17年度事業計画につきましては、去る3月28日の土地開発公社理事会において議決をいただいたものでございます。

以上で平成17年度鹿島市土地開発公社事業計画についての報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（小池幸照君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

20番松尾です。ただいま報告をいただいた件で、直接にはなりませんが、お尋ねをしたいと思っておりますのは、一応ただいまの説明では平成17年度の計画は維持をしていくというだけのものだということをおっしゃったわけですがね。土地開発公社が設立されたころは、恐らくバブルのころだったんじゃないかと思えますね。そういう社会背景もいろいろあったころだ

と思いますが、今日の状況の中で、こういう形で土地開発公社をそのまま維持していく必要があるのかどうかですね。いろんな形で余分なものと言ったらいけませんが、配慮されようとしておりますがね、私はこういうのこそ、そんなにここで莫大な金を今の時点で食うものじゃないですが、今必要かなという気がします。もし、そうじゃなかったら、これはもうやめるべきじゃないかと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（小池幸照君）

出村助役。

○助役（出村素明君）

20番議員にお答えをいたします。

確かに言われるように、今、土地開発公社での新たな土地の取得といいますか、そういうような事業の計画もありませんし、したがってここ二、三年は凍結状態です。ただ、公有地の取得もしかりですけれども、公共用地等の代替取得という面も一面はあるわけでして、そういう場合に、この開発公社が閉鎖をしておりますと、新たに起こすのにかなりの期間と手続が必要ですので、間に合わないという場合が出てくるおそれがあります。したがって、こういうような状態で最低限の管理経費のみで運営をさせていただきたいということでございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいま助役の説明もわからないでもないですがね、昭和48年に設立される前は今おっしゃったような状況だってあったと思うんですよ。それを一般行政の中でそれなりの取り組みをされてきたんじゃないかと思いますが、私はそういうことができるのなら、わざわざいつかあるだろうのことで残しておくということじゃなくて、ここでやめるという立場をとっていただいたらどうかと思います。これは私の意見ですので、お答えありましたら、市長でもお答えください。

○議長（小池幸照君）

答弁ありますか。ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

ほかにないようですので、以上で報告第2号は終わります。

お諮りいたします。議案第27号及び議案第31号から議案第37号までの8議案は、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。（発言する者あり）20番松尾君、何ですか。

○20番（松尾征子君）

自席からいいでしょうか。ただいま委員会付託の省略の話がありましたが、私は議案第28号と議案第29号に、これはどっちも見ておりますと、安易にここで審議をして採決ができるかなという案件じゃないと思うんですよ。そういう意味で、この二つの案件に対しては委員会で審議をするという形、それと委員会はもちろんですがね、これは全議員がもう少し協議をする必要があるんじゃないかなという議案だと思いますので、意見を申し上げたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小池幸照君）

松尾議員に申し上げます。28号、29号は委員会付託をいたします。もう一回申し上げます。議案第27号及び議案第31号から議案第37号までの8議案は、会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っておりますということでございますが、これに御異議ございませんか。（「わかりました。済みません」と呼ぶ者あり）

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第27号及び議案第31号から議案第37号までの8議案は、委員会付託を省略することに決しました。

日程第4 議案第27号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第4．議案第27号 専決処分事項の承認について（平成17年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号））の審議に入ります。

当局の説明を求めます。井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手譲二君）

議案第27号 専決処分の承認（平成17年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号））について御説明いたします。

議案書は4ページ、5ページですが、別冊の補正予算書で御説明いたします。

今回の補正は、平成16年度鹿島市国民健康保険特別会計の決算におきまして3,960千円の不足を生じたので、平成17年度予算から繰り上げ充用いたしましたもので、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、5月31日付で市長の専決処分により予算の補正をいたしましたものであります。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成17年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,648千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,166,383千円といたしております。

補正の内容につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

6ページをお願いいたします。

まず、歳入ですが、3款．国庫支出金、1項．国庫負担金、1目．療養給付費等負担金、過年度分に5,271千円を追加補正し、補正後の額を5,272千円といたしております。これは平成16年度決算に伴う療養給付費老人保健医療費拠出金等が国庫負担金として追加交付されるものであります。

7ページをお願いいたします。

4款1項1目．療養給付費交付金、過年度分に2,377千円を追加補正し、補正後の額を2,378千円といたしております。これは平成16年度決算に伴う退職者医療給付費交付金が支払基金から追加交付されるものであります。

8ページをお願いいたします。

次に、歳出ですが、10款1項1目．予備費は3,688千円の追加補正ですが、これは平成16年度決算に伴い追加交付金から次に御説明いたします前年度繰上充用金を控除した額を予備費といたしております。

9ページをお願いいたします。

11款1項1目．前年度繰上充用金を新設し、3,960千円を補正いたしております。これは平成16年度決算の不足金に補てんいたしたものであります。

以上で説明を終わりますが、この専決処分事項の承認につきまして、よろしく願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。（発言する者あり）傍聴者の方は静かにお願いをいたします。

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。

議案第27号 専決処分事項承認について（平成17年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号））は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第27号は提案のとおり可決されました。

日程第5 議案第28号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第５．議案第28号 鹿島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

議案書６ページ、議案第28号 鹿島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について御説明申し上げます。

この条例の制定につきましては、地方公務員法の一部改正によりまして、人事行政運営等の公正性、透明性を高めることを目的に公表制度が義務規定として法整備されましたのに伴いまして、条例の制定をお願いするものでございます。

公表をいたします項目は、条例第３条の第１号から第８号までの規定の項目となっておりまして、職員の任免及び職員数に関する状況、採用試験の実施日とか職種の関係、退職年月日で人数が何人だったのかというような状況、そして給与の状況。この給与の状況につきましては、人件費の総額とか給料や手当の関係、そして平均給料月額等を公表するものでございます。この給与の公表につきましては、毎年３月16日号の市報で公表している内容とほぼ同様なものになります。その他、勤務時間やその勤務条件の状況、そして分限及び懲戒処分等の状況、サービスの状況等を公表するということになっておりまして、この公表の項目につきましては、地方公務員法第２節．任用から第８節の福祉及び受益の保護の規定を公表することになります。

公表のスケジュールといたしましては、各行政委員会の長からの報告を11月末までといたしておりまして、その報告を取りまとめ、第４条の規定のとおり１月に公表するものでございます。公表の方法につきましては、市報、インターネットを利用した閲覧となります。

この条例は平成17年７月１日から施行するものでございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいま説明をいただきましたが、一つずつお尋ねをしたいと思います。まず、２条、任命権者は毎年11月末までに市長に対し報告せんといかんというような文書ですがね、ここで任命権者とはだれを指すのでしょうか。（発言する者あり）

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

松尾議員の御質問にお答えいたします。

任命権者とは、地方公務員法第6条によりまして、任命権者の定義がございます。地方公共団体の長、議会の長、選挙管理委員会、各行政委員会の長を任命権者という提議をいたしております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

定義はわかりましたが、じゃあ、具体的に、例えば市の職員は市長でしょう。そしたら、この場合は市長が市長に報告をするという形になるわけですかね。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

今、松尾議員が御質問なされましたように、市長部局におきましては市長が市長に報告をするということになります。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

はい、わかりました。しかし、ちょっと私もその辺がよくわかりませんがね、まだあとをいきたいと思います。公表する項目が8項目ありますね。確かに今、給与の報告とかいろんな問題については行われておりますが、この8項目の中で、例えば4番、職員の分限及び懲戒処分の状況というのは、これはどういう形で個人的に報告をされるようになるのかどうか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

お答えをいたしますけど、個人のプライバシーに関することを公表することはありません。今御指摘の4号の職員の分限及び懲戒職員の状況の報告内容につきましては、分限処分の種類ごとの件数とか、懲戒処分の件数、その種類がどうであったのかというようなことで公表するということになるかと思えます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

それから、6番目ですね。職員の研修及び勤務成績の評定の状況ということで、先ほどからしますと、恐らく個人的なことではないと思いますがね。ただ、お尋ねをしたいのは、勤務成績の評定というのはどういう形でだれがやるのか。これは恐らくそれぞれの勤務評定を

しないと、一括して報告をするにしても出てこないと思いますが、どういう状況でやられていくのか、お尋ねをします。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

勤務成績の評定ということでございます。この評定につきましては、今現在、昇給時期に昇給内申という形で各職員の評価を上司がいたしております。規定上は職員の勤務評定規定というものはございますが、実際、その評定については現在実施をしておりません。しかし、今度の平成17年度の人事院勧告におきましては人事評価制度も見直しがあるというふうなことで、人事院勧告後にそのことについて検討していく必要があるかと思っておりますけど、いつの時点でどのような評価をしたのかというふうなことは公表をしていくということになるかと思っております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

今の御説明では、勤務成績の評定のあり方とか、どういうことをするかというのは、今の時点ではまだ決まっていないと理解をしていいわけですね。今では今後決められていくだろうということですが、例えばそういうことで個人的な評定という形では出ないにしても、最悪、何か悪い問題が起きて出たということになりますと、その辺までの追求などというのが出てくる可能性もあると思いたしますがね、その辺についてはどうなのでしょう。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

この条例の施行に関しまして、この条例が平成17年4月1日から法が施行されております。各市とも3月議会に提案をいたしまして、現在公表に向けて作業中でございます。ちなみに申し上げますと、佐賀県の場合が7月に各行政委員会の長から報告を受けて、公表を9月にするということにいたしております。また、佐賀市におきましても、7月の報告で9月に公表ということで、各自治体公表の年月日が違ってございます。

また、総務省からの通知につきましては、モデル、マニュアル的なものは一切来ておりません。公表の様式については、人事行政運営の公正性、透明性を高める観点から、住民に対して公表すべきと考える事項をできるだけわかりやすく各自治体で工夫をなささいということになっておりまして、各自治体の公表の内容等を吟味しながら鹿島市は1月という時期でありますので、各自治体の公表の内容、また精査をしながら検討をしていく必要があるかと思っております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

まだ具体的にどういうものかというのが決められていないということですがね、ただ平成17年の7月1日から施行をするということですから、もうすぐですよ。ということになりますとね、具体的に決定はしていないにしても、ある程度こういうものだというそういう素案もないんですかね。ありましたら公表してください。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

公表する内容となります。幾らか申し上げたいと思います。

まず、1号の職員の任免及び職員数に関する状況につきましては、採用試験の実施年月日とか、職種ごとの採用者数……（「ごめんなさい。私が言い方が悪くて。6番のことについて勤務成績評価表の……」と呼ぶ者あり）

失礼しました。勤務成績の公表ということでございます。先ほどもお答えしたと思いますが、この勤務成績の評価をいつ実施したのかということで、その内容等も含めて公表するかと思います。個々の公表はいたしません。（「内容等で、内容がね」と呼ぶ者あり）

評価の内容でございますけど、指導統率力があるのかとか、仕事の管理においてはどうかとか、企画力、決断等があるのかというような評価の要素がありますので、そこら辺を評価して、全体的なことで評価をしていくことになるかと思います。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

8番目に「その他市長が必要と認める事項」ということがありますが、そのところでは、どういう項目が考えられるでしょうか。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

8号の「その他市長が必要と認める事項」ということの内容でございますが、具体的に今は持っておりません。大体条例を制定するときにおきましては、1から7まで、ここ以外の場合が必ず出てくることを想定して8号でその他というような書き方をしますので、現在は持っておりません。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

じゃあ、最後に御質問したいと思いますがね、一つ一つ取って見ておりますと、個々の報告はないにしても、やっぱり職員の人たちにとっては、さらに緊張の状況が生まれてくると思うんです。もちろん、いいかげんな仕事をしてもらいたくないし、今もそういうことじゃないことはわかっておりますがね。そういうことで、お尋ねをしたいというのは、この問題について、職員組合の方との協議がどのようになされて、この条例が提案されることについてどういう決着がつけられたのか。その点についてお尋ねいたします。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

職員組合との協議ないし交渉でございますけども、この部分について組合の交渉が必要な場合におきましては、勤務労働条件に関することと承知をいたしております。それで、この条例そのものが勤務労働条件に当たるのか、それとも交渉が要らない管理運営事項に当たるのか、そこの判断はいたしておりませんで、どちらかといえば後者の方に該当するのではないかと考えております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

私は、とらえ方自体どうなのかなと、ちょっと疑問を持ちましたがね。私はこれは全体が職員の人たちの勤務、労働時間とか、そういう条件とかじゃなくて、この条例そのもの、そしてこの8項目の報告公表事項というのがありますが、それぞれすべてが職員の人たちにとってはやっぱり非常に重要な問題だと思いますよ。これを組合等の交渉に云々というようなことを安易に考えられているということ自体、私はどうも納得いきませんがね。

というのはね、私、職員の人たちがこのことについてどうお考えになっているのか、ちょっと何人かに聞いたんですよ。ところが、きょう条例提案されることだって御存じない方でした、私が聞いた分に関しては。関係の職員は御存じかもわかりませんがね。ですから、今のを聞いたんですけどね、これは大きな問題だと思いますよ。やっぱり、まずそこんところで状況を報告しながら、どういう形をとって組合とやっていかれるかは定かではありませんが、やっぱりその道は通して、そしてここに持ち込むべきだと思いますが、私の考え方がおかしいでしょうか、お答えください。

○議長（小池幸照君）

出村助役。

○助役（出村素明君）

お答えをいたします。

このことが勤務労働条件なのか、管理運営事項なのかということは別にして、自然に決められたことを公にしていくということですから、別に組合とこれを交渉せんばいかんとか、そういうことではないというふうに理解をいたしております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

今回の条例は、幸い先ほど報告がありましたように、ここで決着がつくわけじゃないですね、委員会に持ち帰って協議もされるわけですからね。確かに決められてきた地方自治法の改正によってと書いてあるですね。ごめんなさい。地方公務員法の改正で決められてきたからということだと思いますがね、そういう形でやられたら、働きよる者は大変です。そうじゃないんですか。ごめんなさい、私の理解が……。

どっちしても、私はやはりこれは働いている職員の方たちとやっぱりどういう形、正式な交渉とか云々の問題じゃないかもわかりませんが、協議をしていただくことが大事だと思いますし、何回も言いますが、まだ議会としても委員会に持ち帰るという時間的な余裕もありますので、ぜひそのことについては取り組んでいただきたいということをお願いをして、私の質疑を終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

ほかに。出村助役。

○助役（出村素明君）

繰り返しお答えをしておきますけれども、地公法の中の規定で決められているから必要ないということじゃないんですよ。例えば、職員の勤務時間にせよ、給与の問題にせよ、必要な部分については組合と交渉した結果で決まったことですから、そのことを公表していくわけですから、再度、組合とこのことについて云々ということは出てこないということを行っているわけです。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

済みません、こちらから。それぞれの内容じゃなくて、公表をするということ、その問題ですよ、問題は。そこですよ、私が言っているのは。そのところをお願いしたい。もちろん勤務時間とかなんとか今までも決められたことですので、そこんところをお願いして、終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

今のところ公表につきましては、個々の個人個人について公表をするわけではございません、ということで想定をしております。総体的な公表になろうかと思しますので、その点につきましては個人の特定ができるわけ——こういったことは当然できないわけですので、総枠的な公表ということで我々は理解をいたしております。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

3点になりますが、質問いたします。

ただいまの事項と重なり合いますけど、質問の角度が違います。6番目の職員の研修及び勤務成績の評定の状況というふうになっておりますが、この評定ということになりますと、個々の分は発表しないということですけど、市長部局があるし、各行政委員会があるですね。農業委員会とか選挙管理委員会とか、議会事務局もそうなるのでしょうかね、それぞれのブロック別に公表をするということになるか、一まとめになるということになるのか。そこで何を言いたいかといえば、各行政委員会になれば兼務でね、専門は1人であるとか数人であるとかいうことになるわけであって、おのずと特定されていくということが一つ心配されると思うんですが、そこら辺の扱いはどういうふうに予定されているか、お尋ねします。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

各行政委員会からの報告に基づきます公表につきましては、市として取りまとめた分を公表することになるかと思います。先ほど谷口議員が言われましたように、少ない部署等もありますので、そういう形で鹿島市として取りまとめた内容を公表することになるかと思います。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

そういうことであれば、私の疑問の点は払拭されると思いますが、次の同じ評定にかかわってですけど、従来まではこの評定をやっていなかったんだというふうに先ほど答弁をされたと思うんですけど、そういうことでいいんですか。ちょっとその場でいいですけど。

（発現する者あり）そうですね。ということになりますと、一つ疑問が出てくるのは、その評定というのが、これは個々の職員の勤務成績と評定があって、それが全体の評定としてのものとして、公表する分はその全体分がされるということですから、個々の評定があると思うんですね。それは個人Aさん、あるいは個人Bさんにとっては、在職中に将来に向けたみずからの立場というですか、そういうものを大変大きく左右することになると思うんですね。

非常にこれは慎重の上にも慎重を期しておかんと、ここに恣意性とか情実性が評定者によって出ることがあってはならないと思います。評定者の主観によって変わってくるわけなんですから、人が人を評定するのは非常に難しいことだと思うんですね。

そういった点で、この評定の公平性を確保するためにどういう措置を考えられておるのか。その評定というのをどういう期間で、あるいはどういう個人がしようとされるのか、その手法についてちょっとお考えをお尋ねいたします。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

職員の勤務評定規定というものがございます。しかし、この評定につきましては、平成の当初、廃止したという経過がございます。と申しますのは、先ほど谷口議員が言われましたように、評価する管理職の見方とかとらえ方で個人差があったということ、また評価する方の研修もしていなかったというようなことで取りやめた経過がございます。

先ほども申し上げましたように、ことしの人事院勧告では人事評価というものは勧告に含まれるということをお聞きいたしておりまして、その勧告の内容を見ながら、我々も評価する方の研修をするとか、そういうことで対処していく必要があるかというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

評定の客観性を保持するためにどうするかというのは、まだ当局では準備されていないと、勧告で多分盛られるだろうということですけど、勧告はそこまで細かなところまでは盛るはずがないんですよ。要するにその自治体なり任命権者の責任で恐らく調整をして確保しなければならないことだろうというふうに私は思います。

そういった点で、特に意を配してほしいというのは、時の雇用主によって、特に政策的な問題などについてはやっぱり価値観は違うんですね。だから、よくも見られ、悪くも見られというのはやっぱり時代によって変わる。そういったものをやっぱり長く耐える評定結果が残されにやいかんという観点からは、客観性保持のための何らかの措置が必要ではなかろうかというふうに思うんです。そういった点での考えをここで――総括質疑ですので、これは多分総務委員会になるでしょうから、委員会では私なりにまた質疑を深めたいと思いますけど、その基本的な考え方をまず、その点についてお伺いをいたしておきます。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

ただいまの議員のお尋ねの件につきましては、勤務評定の項目そのものをこういったものを盛り込んでいくか、その項目そのものもまだ決定をいたしてはおりません。他市も同じような状況にあらうかと思います。それで、客観性を持った評定のやり方をせろというような御意見でございますが、これは確かにそのとおりだと考えております。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

この条例は、そこら辺の勧告待ちというのを——勧告は多分8月に勧告をすると思うんですけど、勧告待ちというものを片方持ちながら今提案ということなんですけど、これは適用が7月1日ですけど、来月の頭からということなんですけど、実施日というのは自治法改正に盛り込まれたものですか。でなければ、勧告の結果を見て、今言われるような検討を踏まえた上で条例措置するということになるんじゃないですかね。そういう不確定要素を持ったままでいいのかどうか。提案時期の問題ですけど。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

お答えをいたします。

地方公務員法の改正につきましては、平成17年の4月1日に施行するということでございます。それを受けまして、伊万里市と鹿島市以外の市につきましては3月議会に提案をいたしまして、4月1日施行ということになっております。鹿島市と伊万里市が3月議会に提案をできなかった理由につきましては、その公表の中身がまだ詳しくわからなかったということで、3月議会に提案することができておりませんでした。

私どもが今この条例を提案するに当たりましては、平成16年度の決算、平成16年度の事業がどうだったのかということで公表をすることになっておりまして、この人事評価につきましては平成16年度が実施をしていなかったということで、その項目につきましては実施をしていないというような公表になるかと思えます。

○議長（小池幸照君）

谷口議員、質問を変えますか。聞きますか。（発言する者あり）いや、時間がちょっとあがんどすから。（発言する者あり）そいぎ質問の変わっでしょう。（「答弁ば一つもらえればよかけんが」と呼ぶ者あり）よかですか。じゃあ、続けます。16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

時期の問題も、他市の状況がそうなんだということですので、他市もそういう不確定要素を抱えて、ようまた提案しんさったにやあ、可決したにやあて思いますけど、そこら辺は場合によっては、人の将来、権利にかかわるところを条例制定をするというのであれば、もう

少し確定をさせていただきたいなという感想を持っております。これはまた引き続き議論があるようですので、進めていきます。

関連して市長にお尋ねしたいことがあるんですけど、同じ職員の情報公開との絡みで、ストレートには関係ありませんけど、さきの新聞によれば、古川知事が職員の内部告発制を近く導入するという意思を表明されたようなんですけど、市の情報公開という観点から市としてはそういうお考えをお持ちでないかどうか、この辺ひとつお尋ねをいたしておきたいと思えます。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

現時点で考えておりませんで、今後の課題というふうにとらえております。

○議長（小池幸照君）

午前中はこれにて休憩します。

午後0時4分 休憩

午後1時7分 再開

○議長（小池幸照君）

午前中に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

議案第28号に対する質疑を続行します。11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

11番寺山富子でございます。もうお二方から大部分中身については聞かれておりますが、1点だけ確認とお願いをさせていただきたいと思えます。

この条例については管理運営に当たるという見解を示され、そして、それだから職員労働組合に対して説明等は必要じゃないという言い方をされましたんですが、今の時代、市民に対する、また国民に対するいろんな情報を与えるということは非常に大事であります。そういう観点からも、働く側にとっても、こういう大切なことは、やはり説明をし、まず知らせる必要があると思えます。知らない人が100%で言っているんじゃないかと思えます。知らせて、そして、それについての説明を行う、そういう責任はどういうふうを考えておられるんでしょうか。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

公表の内容等につきましては、これから他市の状況等を勘案しながら検討してまいるということで先ほど答弁いたしましたけど、その段階におきましては、今後当然組合とも協議をしながら、公表の内容、様式等を含めて協議していきたいというふうを考えておるところで

ございます。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

こういうふうな条例等は、組合対執行部当局というふうな考え方もあるかと思いますが、やはり働いていらっしゃる職員さんが一番——私は、私たち議員に示すことよりも、この内容については職員の皆さんとともに、この問題についてまだマニュアル等も出ていないということで、心配な面たくさんあるかと思いますが、そういう面も押し出しながら、こういうふうなことについてはこういう公表をしていきたいというふうな中身等を——それぞれの意見交換をする場というものも、教育の問題じゃありませんが、やはりお互いを信頼し合った中でやっていくというのが、働く上で一番大切なことではないかと。使う側、そしてそこに使用する側と使用される側、そういう立場に立っても大事じゃないかと思いますが、きょうに至っておりますが、今後このことについて、組合等との折衝をどのような時期にされる考えがあるのか。とりあえずその辺をお聞きかせいただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

松尾議員の御質問の際にもお答えいたしました、この人事行政運営の公表につきましては、行政運営の公正性、透明性を住民に知らせるという大きな目的がございます。そういう状況の中で、1月には公表ということで条例の制定をお願いいたしております、1月——12月ぐらいになるかわかりませんが、それぐらいまでは方向性、他市の状況等を勉強させていただいて、検討していきたいというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

少し私の質問が言葉が少なかったかなと今思っていますが、きょうに至っておりますので、今までの経過はもう取り返しがつきませんので、今後のことについて、やはりお互いに働きやすい、何といいますか、気持ちよく働くということが非常に重要ですので、公平性とか透明性を市民の側に知らせるということも大事ですが、片や一方、このことがあって透明性、公平性は知らせるということでは、公平が出て、働く側にとってはこれが負担というふうになる可能性もありますので、その辺についてそういう心配がないように、やはり説明等をきちんとする場所が必要だと思いますので、そのことをきちんとするという約束をここでいただけたらと思いますが、その辺について再度お願いをいたします。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

今まで組合との交渉はお互いが誠意を持って当たっております。交渉が必要なものについては交渉をし、話が必要なものについては話をしていくという方針に変わりはありません。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

この件に限っての今後の方針といいますか、私は今までのことは置いてということで申し上げておりますが、この条例をつくるに当たって、今からそれぞれといいますか、関係する委員会で話し合い等が進められて、これが24日に可決というふうになるか、どういうふうになるかわかりませんが、そういうふうになっていきます。

その後でも、やはり中身についてはきちんと、交渉という場でなくても、説明する責任というものを私は——もうここに至っていますので、交渉という言葉でなくて結構ですので、説明責任という場、説明をする場というものの確約をお願いしたいということでお願いをさせていただいておりますが、この件についての御答弁を求めているところです。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

今までもそのようにやってきておりますし、今から先もそのようにやっていきます。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

これからもやっていくということで、その言葉で、これについてもしていただけるというふうな約束というふうに私は受け取らせていただきたいと思います。

それから、もう1点ですが、この6項目のことが再三議論なされました。

鹿島市役所、こういうふうな公的場というものは、事業をして利益を得るところではないわけですね。そしてまた、物を売るとかそういうものでもないし、課によっては、例えば、建設産業というようなところは事業がきちんと見えておりますが、見えない部署というものもあるわけですね。そういうふうなところで、利益を生み出す、そういう場所ではない。にもかかわらず、勤務成績という、また評価というものを何かの数字で、どういうふうな数字にあらわすかわかりませんが、そういうふうなところで評価をされていくということでもありますので、この辺についてマニュアル等が全くないということですが、やはり職員の皆さん——働く側にとって、変な、ゆがった競争にならないように、そしてまた、見える範囲での——見てくれがいいといいますか、人間それぞれやり方というものがありますが、そ

の辺にならないようなことを研修として、こういうふうなものが制定されたら、それぞれの場で今までどおり一生懸命に働くということで私は構わないと思いますが、考え方によってはそういう方に走ることもゼロではないと思うわけですね。やはり、その辺については職員の皆様方への周知・徹底、そして、判定をする側もですが、働く側としての意識のあり方等もそれぞれ周知・徹底をしていきながら、この条例について、中身については施行をしていってほしいという、これはもう要望なんです、その辺について御答弁といいますか、要望でいいですので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（小池幸照君）

質疑は一応これにてとどめ、議案第28号は総務委員会に付託します。

お諮りいたします。さきに承認をいただきました議事日程の中で、委員会付託をいたします議案第30号に関する予算が、議案第35号の中に含まれておりますので、議事日程を変更して議案第35号を24日に審議いたしたいと思っております。つきましては、お手元に配付いたしました議事日程変更分のとおり変更いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、議事日程は変更することに決しました。

日程第6 議案第29号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第6．議案第29号 鹿島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

議案書9ページをごらんください。説明資料では1ページから4ページまでとなります。

議案第29号 鹿島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について御説明をいたします。

この議案につきましては、地方自治法の一部改正によりまして、公の施設に対する指定管理者制度が平成15年9月から導入されまして、現行の公の施設に対する管理委託制度は、直営または指定管理者に3年以内ということでございますので、平成18年9月までに移行しなければならないということになっておりまして、来年度、18年の4月当初からの管理運営などの契約等を考慮いたしますと、今定例会において指定管理者の指定手続等の基本的事項を制定する必要がありますので、今議会に提案をいたすものでございます。

この指定管理者制度につきましては、平成16年、昨年の3月議会におきまして、鹿島市自然の館設置条例の制定の際に御審議をいただいております。導入の目的は既に御承知のこと

と思いますが、公の施設の管理に民間の能力を活用して、住民のニーズに、より効果的、効率的に対応を行い、もっては住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減などを図るものでございます。

ところで、指定管理者制度の導入に当たりましては、条例制定の方式が二通りありまして、一つが相互型条例と申します。自然の館条例が相互型条例となっております。相互型条例は、指定管理者制度を導入する公の施設に指定管理者の指定手続に関する事項を初め、公の施設に関し、条例事項とされるすべての規定を盛り込む条例ということになります。この条例を制定する場合には、自治体は指定管理者制度を導入する施設が少ない団体を相互型条例で設けているという状況になります。

もう一つが分離型条例でありまして、指定管理者の導入に当たりまして、規定の手続等に関する共通事項、例えば、指定の申請、運営方針とか事業計画、それを受けての指定、業務報告、指定の取り消し、原状回復義務、損害賠償などを一本の条例で独立させまして、個々の設置条例では共通事項は規定しないというのが分離型条例でございます。

鹿島市におきましては、この分離型条例を採用いたしたく、今回鹿島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定をお願いするものでございます。

それでは、条例の内容を簡単に御説明申し上げます。

第2条は、指定管理者は原則施設ごとに公募をいたすことにいたしております。指定管理者制度を導入するか直営で運営するかは、現在担当部署で検討をいたしてございまして、指定管理者制度を導入するということで決定をいたしますと、9月定例会に各施設ごとの設置条例、改正議案の提案を行いまして、議決いただき次第各施設ごとに公募をいたすということになります。

第3条の規定でございますけど、指定の申請に当たっては、施設の運営方針とか職員の配置予定、サービスの向上のための方策とか、事業計画の提出が必要という規定でございます。

第4条の指定に当たりましては、公的な管理運営が見込まれるか、施設の設置目的、理念に合った事業が見込まれるのか、経費の削減が図れるかということを検討を行い、指定管理者を指定するということになります。

また、第3項の規定におきましては、公募または単独指定で指定管理者の候補者が選定終了後は、議会の議決が必要という条文でございます。

第5条につきましては、毎年度の事業終了後に利用状況とか収入の実績などの事業報告の提出を義務づけてございまして、第6条では管理業務または経理の状況に関して報告、調査、指示についての規定を、第7条におきましては指定の取り消しもできる旨の規定、第8条、第9条におきましては、原状回復義務、損害賠償義務を規定いたしておるところでございます。

なお、附則におきましては、鹿島市自然の館設置条例の一部改正を行うものでございます。

今回、鹿島市におきましては、分離型条例の制定という方針でございますので、自然の館設置条例は総合型条例で制定をいたしておりますので、指定の手續等に関する共通事項を削るというものでございます。

説明資料の1ページから4ページをごらんいただきたいと思います。

1ページの第5条、指定管理者の指定の申請、第6条、指定管理者の指定、第7条、業務報告の聴取等、第8条、指定の取消し等、第12条、原状回復義務、4ページの第14条、個人情報取扱等、第15条、損害賠償、この規定につきましては、今回の条例で一括して規定を設けますので、自然の館条例からは削除をするという条文でございます。

なお、別表につきましては、これまで使用料金と呼んでいただいていたものを、利用料金として追加するものでございます。

施行期日につきましては、この条例は公募の日から施行するというものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

5番橋爪です。自然の館の件についてお伺いをしたいと思います。最初お礼を申し上げたいと思います。昨年の4月1日より県より市の方が移管を受けまして管理をされるようになったわけですが、「自然の館そよかぜ」という看板が、ちょうど平谷の自然の館の前と末光の公民館の横、柳の横にあったわけですが、数週間前に「自然の館ひらたに」という看板に書きかえたものを取りつけていただいております。厚くお礼申し上げます。

それでは、1点だけお伺いをしたいと思います。「自然の館ひらたに」の指定管理者に昨年、能古見地区振興会を指定されまして、昨年の7月1日より運営を委託されているわけですが、きょうのこれにも、第5条で載っておりますように、指定管理者は利用状況とか収入の実績とかを御報告すると、こういうことで先ほど説明があったわけですが、16年度の利用者数、宿泊者、あるいはそういうふうな収支の状況をどのようにやっていくか、お伺いをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

自然の館が、指定管理者制度の導入ということで市の方で管理委託していたところ、どういう変化があったのかという御趣旨でございます。

15年度の4月から3月までの比較をいたしますと、15年度の利用人員が1,985名ということでございます。それが平成16年度は1,474名ということで、マイナスの511名という状況でございます。

指定管理者制度が7月1日から導入されましたけど、指定管理者制度の導入後は、1,394人が平成15年度の利用実績でございます。平成16年度につきましては980人ということで、約414名の減ということで、パーセントで言いますと約30%が減少ということになっております。

しかし、平成17年4月の状況を見てみますと、235名が329名ということで多少ふえております。また、利用料金でございますけど、平成15年の利用料金の実績が3,263,900円でございます。平成16年度の実績が、4月から3月までで2,704,500円ということで、559,400円の減ということでございます。しかし、17年度の4月時点で申しますと、平成15年が522,250円だったのが822,500円ということで、約300千円程度の料金の増加があつておるところでございます。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

ただいま説明をいただきましたが、15年度と比べると16年度は若干少なくなっているということでございますが、17年度になってから、集客も伸びておるということでございますが、特に昨年も私はお願いをしたと思いますが、非常に夏は、最近は熱帯夜ということで毎年暑いわけで、昨年エアコンのお願いをしたところが、昨年、三つの部屋は設置をすると、あと4部屋残っているということでございましたが、ことし、大体17年度にそれを計画しているというふうな答弁があったと思いますが、そのエアコンの整備、その辺はどうなっているかお伺いをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

お答えいたします。

今年度での事業計画どおりに、この6月8日に、未設置でありました4部屋につきましてエアコンの設置を完了いたしております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

エアコンの設置は完了ということで、本当にありがとうございました。

そういうことで、ことしの夏は、あそこに泊まれる方は熱帯夜のときも涼しいところで宿泊できるんじゃないかというふうに考えておりますが、今、能古見振興会が今年の7月1日から委託を受けまして運営をされてきたわけですが、特に集客について、昨年ちょっと少

なかったということですが、最近、ことしになってから、能古見振興会が委託されている馬場館長さん、元区長会長ですね、この方が、もう最近各地にPRに回っておられます。特に鹿島市内である行事、PTAとか、あるいは老人会とかあちこちに、この「自然の館ひらたに」についてのPRに回っておられるわけで、非常に努力をされておるのも、この最近ふえた一つの原因じゃなかろうかというふうには思っておりますが、やはり市としても、委託をされておりますから、側面的にはある程度支援もしてもらわないかんだろうと思っております。そういうことで、市としての今後の集客の考え方なり、あるいは支援の考え方、そういう点をお伺いして終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

自然の館そのものの運営についての御質問でございますから、産業部の方からお答えをいたしたいと思えます。

今御紹介がありましたけれども、一生懸命取り組んでいただいているということをお伺いしました。やはり一生懸命取り組んでいただいているところには、市としてはでき得る範囲で協力をしていくと、そういうふうな基本的な考えを持っております。

市のスタンスといたしましては、これは常々市長が申し上げていることでございますけれども、いろんな事業に投資する場合には、地元の熱意と結束ということがやはり基本だということを常々市長も言っております。今頑張っておられるということを御紹介いただきましたので、まさにこのことのあらわれかなという気がいたしております。今後我々としまして、地元の皆さん方とさらに協議を重ねていきたいと思えます。そして、前進に向けて取り組んでいきたいというように考えております。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

私は自然の館本体じゃなくて、この条例というものに関して、ちょっと質問させていただきます。

先例として自然の館というのがあるわけですが、今後こういうふうな指定管理をしていく公の施設が出てきた場合を想定してのことですが、今回自然の館の場合は、地元の能古見の振興会というのが受け皿という形になっておりますが、これを指定するとき、第4条のところにある程度の選定の項目が書いてございますが、こういうふうなのをもしクリアして、この指定の契約というのを、大体何か問題がない限りずっとしていくのか、それとも基本的には単年度契約でやっていくのか、そこのあたりをちょっとお聞きしたいと思えます。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

お答えいたします。

今回の公の施設に関しましては、直営か指定管理者かどちらかを選択するということになるかと思います。これまでは、管理運営等の契約につきましては1年ということでございました。今回、指定管理者の導入に当たりましては、指定管理者と協定書を締結するということになります。協定につきましてはの年数でございますけど、一応指定管理者もいろいろと設備投資等があるものですから、5年をめどにした協定書の締結期間ということを想定いたしております。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

ありがとうございました。直営として、協定書が5年ということになりました。

次に、第7条の文面の中で「管理を継続することが適当でないと認めるときは」、ここの文面ですが、市側が考える、この「適当でない」というのは、例を挙げてみると、どのようなのが例として挙げられるのでしょうか。それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

指定の取り消しということで、具体的にはどういうことかということでございます。

指定管理者が私ども市の指示に従わなかったときとか、管理を継続することが適切でないと認めるときには、業務等の取り消し、また、一部の停止等を命令することができるということでございます。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

それも含めて、もしそういうふうなことがあった場合とか、先ほどの協定書が5年という、その途中でも十分そういうことはあり得るということですね、よろしいですね、課長。（発言する者あり）はい、そうですね。

じゃ、次にもう1点お聞きします。

これの次のページ、12ページの11条ですか、「この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合においては」云々とずっと書いてありますが、市長とか、あるいは教育委員会というふうになっておりますが、じゃあ、さまざまな公の施設が——すぐに幾つでもなるということはないでしょうが、今後あった場合、この条例は鹿島市の公の施設すべてに当て

はまるでしょうか。今後これを当てはめていくんでしょうか、基本として。それをちょっとお聞きします。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

公の施設にはそれぞれ設置条例があります。その設置条例で、ある施設を指定管理者制度の導入ということで方針がなされれば、その設置条例の改正を議会に提案するということになります。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

20番です。まず、ただいま伊東議員の方からもありましたが、これから、公の施設についてこれを適用していくというお考えだと思いますが、それに関連してまずお尋ねをしますが、この制度を利用しながら今後どのようなものを進めていかれようとしているのか、まずお答えください。

○議長（小池幸照君）

出村助役。

○助役（出村素明君）

お答えいたします。

今回、公の施設についての管理委託条例ということになるわけですが、想定される公の施設というのが、今現在条例等に出ている部分で見えますと、32施設程度あります。したがって、その中で、今後依然として直営でやっていくもの、あるいは委託が適当なものという部分に分かれていくわけですが、大体今考えるところでは、その中でも先ほど言いました自然の館を含めまして、干潟の物産館でありますとか、展望館でありますとか、市営駐車場、キャンプ場、それから、休日急患センター等ということで、大体今の段階では8施設程度がこれに該当するのかなというふうに思っております。もちろん、将来的には直営でやっている部分についても委託ということも考えられますけど、現時点ではそういうふうに想定をいたしております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいまの御答弁では32施設のうち8施設ほどということで、よしあしは別としても、いろんな問題のある施設は出なかったと思いますが、これが出ましたのもう1点お尋ねをしたいと思いますが、この指定管理者制度が国でも論議される中で、個別法優先という問題も

論議されてきたと思いますよね。例えば、教育関係とか何かの問題についての。その辺についてはどのようにお考えになっていますか。それはやっぱり個別法を優先しながら取り組んでいくというような、そういうことが私は大事じゃないかなという気がします、その点についてはどういうお考えをお持ちか、お尋ねをします。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

松尾議員の方から、個別法との関係の指摘があります。この指定管理者制度につきましては、道路法とか河川法、下水道法、学校教育法などの個々の法律がございますけど、その法律の中で公の施設の管理主体を限定されている場合は、指定管理者制度をとることはできないというようなことになっております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

それでは、その分については排除をして取り組んでいくということで理解しようございますね。では、後でこれはどういうものか具体的に――後で結構です。お知らせをいただきたいと思います。

次にお尋ねをしたいと思います、そもそも私もこの指定管理者制度というのをまだ十分に理解できていない部分もあるわけですが、この導入を最初に提案してきたのが、特に情報企業だとか人材派遣会社などというのが全国的にも非常に活発な動きを見せてきておったというのを私は読んだことがあるわけですが、特にこの産業というのは非常に大きな利益をもたらすというようなことらしいんですけども、行政としては、運営が困難だから指定管理者制度を設けてそこにということなわけですが、例えば聞きますと、全国的には大きな企業が、指定管理者制度のそれを利用するために全国に手を広げながら取り組みをやっている企業もあるということを聞くわけですが、鹿島市としては、この辺については、例えばの話ですよ、蟻尾山公園なんかを管理運営を任せますよといって募集をしたときに、そういう大きな企業の参入というのが出てこんとも限らんわけですね。例えば、従業員が3,000人、4,000人というような企業もあるそうですね。年商何億という、そういう部類に参入をして取り組んでいる会社もあるというわけですから、そういうことだって考えられないことはないと思いますが、その辺について、もしそういうのが参入してきた場合には、利益が先だから一番有利なところにしようというようなお考えでやられるのか、それとも、そうであっても鹿島市としての公の事業だということで、それに見合うような取り組みをしていこうと思っていらっしゃるのか、その点についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

この指定管理者制度の申請に当たりましては、基本的には複数の申請者から事業計画書を提出させて、それらを比較検討しながら、そして費用対効果で判断をするというのが原則でございます。公の施設でございますので、住民の平等利用の確保とか、施設の効用の最大限の発揮とか、目的の最大限の発揮とか、経費の縮減というものがございます。また、その指定管理者が物的、人的な能力を配しているかというようなことも比較検討しながら、我々としては指定管理者を選定していく必要があるというふうに認識をいたしております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいまの御答弁で、確認の意味でもう一度お伺いしますが、結局、目的達成のためなら、例えば他市、他県からそういう専門業者が入ってきたとした場合に、そういうところにも指定をする準備があると受けとめていいのでしょうか。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

合理的な理由がある場合は、公募をせずに指定管理者に選定することが可能という項目がございます。例えば、先ほどから出ておりますように、干潟展望館、自然の館等は、地域自治の振興の目的のために地元住民団体が管理運営しているということでございまして、地域自治の振興という大きな目的があるような団体でございますので、そういう場合は指定管理者に選考するという項目もございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

次に移りたいと思いますが、まだ私よく見えないんですね。例えば、一つの施設を指定管理者に指定をしたとして、運営のやり方でお尋ねをしたいと思いますが、そこには今まで市の職員が勤めていたと思うんですよね。しかし、今回経費削減その他の意味で、そういう形で指定管理者に任せるということになると、その組織というのはどうなるんですか。職員はそのまま職員として残っていくのか、すべてと言わずとも職員は残されていくのか、それとも、すべて管理運営というのは指定管理者を受けた指定管理者が、自分のところで職員の配置その他して、そこなりに職員の管理もして取り組んでいくというのか、ちょっとその辺、私はよくわかりませんので、具体的にお答えください。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

指定管理者制度の導入ということで、職員の配置等ということで御質問がありました。指定管理者は指定管理者で、施設の維持費等については市の負担で賄っていくということが、委託料関係については市の方で負担をしていくということでございます。指定管理者制度の導入の原則でございますけど、利用料金と施設管理費の収支バランスがとれるという見込みのある施設に指定管理者を導入するということでございまして、そういうバランスがとれない施設につきましては、指定管理者制度の導入から除外するということになっております。

今松尾議員が言われました、具体的には市の職員を配置し得る施設はどこがあるのかなということで思っておりますけど、今のところは、私は市の職員を配置している公の施設が指定管理者になるところがあるのかなという感じは持っております、基本的には利用料金と維持費等のバランスがとれる施設が指定管理者の導入に当たっての条件ということで考えておるところでございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ますますわかりませんがね、結局、指定管理者制度が設けられれば維持管理費は市が出すわけでしょう。そしてその運営をやっていくわけですね。例えば、そのときにそこで利用料金なり使用料というのが取られている施設だとしますね。そういうことになりますと、そこで、今の状況の中で運営ができる態勢じゃないということになって——市が直接経営している場合もそうですよね。このままでは経営できんけん使用料ば上げんばなんとか、手数料ば上げんばなんということは議会で決めてやりますね、今までもあっていると思いますが。指定管理者制度にしてそういう状況が生まれた場合には、これは同じような扱いでいくんですか。例えば、一つの施設を指定管理者にお願いをしておいて、これは市から維持費をやっても運営がでけんばいと、ちょっとこれでは足らんとといった場合の利用料金なり使用料については、今までのように議会に値上げを提案されて、私たち議員が採決をして決めていくという形がとれるのか、それとも任されたところでその運用についてはやっていくようになるのか、その辺をちょっとお尋ねします。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

施設の維持管理費等につきましては、市の方で負担をいたします。指定管理者が負担いたしますのは、そこにおられるパートとか臨時嘱託の方たちの人件費等を、その利用料金の中から負担していただくということになります。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

そういうことでしたら、その施設自体を直接維持管理する分については行政でやるということですが、ということになりますと、例えば職員、今のお答えでは、そこにおる人は市の職員じゃない、パート的な人たちだということになりますと、そういうことになりますと、指定管理者は、受けた以上は、より経営をよくしていかなきゃいけないという、このことは常に頭にあるわけで、じゃあ、どうしてしていこうかということになれば、はっきり出てくるのはそこに働く人たちの、労働者の労働条件の問題、それから、今度は利用者に対するサービスの問題、この問題が私が大きくなってくるとは思わないかと思うんですよ。そういうことになりますと、本当に今市だって、市長はよくＪＲ問題で、プロのＪＲがしわ得んとは、何で自治体の素人がしわゆつかというのと、それと全く同じじゃないかもしれませんが、市が今までしよってしい得んとに、ほかの民間の人をお願いして、そのところがどうなのかという状況だと思いますが、一番そういう形で心配されるのは、やっぱり職員の労働条件の問題とか利用者のサービス低下につながっていくんじゃないかと。これは、そうしないと出てこないわけですよ、利益を上げるというのが出てこないわけでしょう。そういうことが非常に心配されます。それは私だけかもわかりませんが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

ただいまのやりとりで限定して言いますと、そうはならないと思います。やはり民間のノウハウとか、そういうものを生かして、そしてお客さんをいっぱい獲得して料金収入を上げると、これは主な目的になってまいります。どちらかといいますとということではなくても、やはり市の職員よりか民間の感覚を持った人たちにそういうものをやっていただいた方が、その利用、あるいは施設そのものもより多くの人に利用してもらうために建設をするわけですので、そういう趣旨にも沿っているというふうに思っています。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

次に移りたいと思いますが、今回の指定管理者制度について、指定管理者には兼業規制というんですか、そういうのが該当しないというのを聞いていますが、例えば、そうだとすれば、利益のためにいろんな問題、癒着というのが起こる可能性があるんじゃないかという気がしますね。今の場合は、何か事業とか——例えば、ごめんなさいね、市長を挙げちゃい

けませんが、仕事柄、市長の直接身内だとか何かにはお願いできないというのがあるわけでしょう。ところが、今回の指定管理者制度についてはそういう規制はないというふうに聞いていますが、そうなんでしょうか。そうだとしたら問題が起きてくると思いますが、その辺についていかがでしょうか。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

兼業規制という言葉は今申されました。私ども、申請に当たっては、先ほど申し上げましたように事業計画書を提出していただいて、その計画書がその施設に合うような計画になっているかということで、判断をしていきたいというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

その判断はわかりますが、そういうことになっているのかなっていないのか。なっているとしたら、それはやっぱり尊重していかんといかんわけですが、今はそういう制度はどうなっているんですか、法的には。私は、そういう制限はないと聞いておりますから心配をして申し上げておりますが。

○議長（小池幸照君）

暫時休憩をいたします。

午後 2 時 休憩

午後 2 時10分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

20番議員の質問に対する市当局の答弁を求めます。北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

どうも申しわけございませんでした。兼業規制という御質問でございました。この指定管理者制度は、個人は指定できないということになっております。また、指定管理者制度は請負に当たらないということでございまして、地方自治法上の兼業禁止規定には適用されないということでございます。首長や議員、親族の経営する会社を指定することができるということでございまして、その場合については、施設の設置の目的等を効率的に考えながら、公正にせねばならないということになっております。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

私、桑原市長としては、それはいたしません。だから、条例にはそういうふうには書き込めないとしたら、その時々市長に確認をされたらというふうに思います。私はいたしません。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

さっきはたまたま市長の名前を出しただけで、あなたがなさるということではございませんがね、しかし、そういうことがあり得るわけですから、往々にして、今日のように禁止されていても全国的にはいろんな問題が起きてきているというような状況にありますので、これから、まだまだ直接その中に入り込んでいかんと、いろいろな問題点も見えてこない部分もあると思いますが、その辺については、やっぱりし過ぎるぐらいの注意を払いながら取り組むということが、ましてやお金のないときの問題ですから、こういうのを利用して適当なことがされたんではたまったもんじゃないわけですから、その辺については、よりお願いをしたいと思います。

次に、条例の中に、「事業報告書の作成及び提出」ということで、毎年度終了後、市長が定める期間内に報告しなくちゃいけないということで、ここに5項目の報告がなされておりますが、これは市長に対しての報告だと思いますが、議会がこの内容についてチェックをするという、そういうものがあるんでしょうか。

例えば、今、市のいろんな問題については、決算委員会とか何かの中で会計の問題だとか業務内容についての審議を私たちは十分させていただいておりますが、この指定管理者制度については、市長への報告はあるわけですが、ほかの業務と同じように、議会としての権限がどこまで届くのか、その辺について、お知らせいただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

指定管理者の選定に当たっては、議会の議決が必要でございます。そのときに決算の関連のことについても御質問ができるといったらあれでしょうけれども、ここで議会の議決が必要でございますから、この機会にでも決算、それから状況と、この条例そのものでは想定をいたしておりませんけれども、それができるのではないかというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

今のはあいまいですね。指定をする段階のとき、議会の議決が要るときに質問をしていただいてもいいんじゃないかと、それは確かにそれもできるでしょうけど、やっぱりこれは、ぴしゃっとここで、例えば、条例の中でうたえないなら、ほかの何らかの方法で、議会もそ

れなりにチェックをしていくという、そういう場、制度というのは、私はより必要じゃないかと思いますよ。何度も同じことを言いますが、この財政難の中で、よりよい財政運営をしていくという、そういうことが主たる目的の中でやられているわけですから、議会は何もそういうこと——ただそのとき意見があれば言ってください。これじゃ、私たち議会は、もう本当飾りでしかなくなりますよ。そこのところははっきり権限をつけていただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

先ほど部長がお答えしたのを私なりにまた申し上げますが、例えば、取り消しの直接の権限というのは市長にあるとしますね。そういう意味では、議会も直接的な権限はないと思います。ただし、いろいろなことがあっているという事実が判明したりしたときに、この議会の場において、市長に対して、これはこの契約を取り消すべきじゃないかとか、そういうことで議会の権利の行使といいますか、そういうものが出てくるというふうに思います。通常、議会の権限というものをどういうふうに見て言っておられるのか、ちょっと私もよくわかりませんが、そういうことで十分議会のチェックなり、権利の行使というものはなされることができるというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

市長に対しては、年度ごとへの報告の責任があるわけですからね、そのことをやるわけですから、議会は何か問題が起きたからチェックするんじゃないくて、常時スムーズに行くためにも、私は議会のチェックが必要だと思いますし、そういう制度をつくってもらいたいと思ってこのことを申し上げました。

最後に質問します。

今回、財政基盤整備計画ですか、そういうものの提案を議会にもいただいておりますがね、その中に大分民間委託の問題が出されておりますが、私はその辺の区別がはっきりしませんが、民間委託と指定管理者制度と、どこがどう違っているのか、その辺を御説明いただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

民間委託とこの指定管理者制度の違いというようなことでございますが、この厳密な違いというのは、それはいろいろございましょうけれども、まず大きく違う点は、この指定管理

者の制度は、何遍も課長が申し上げておりますように、民間の力をかりまして、そして行政サービスの終局的に向上を目指すという制度が、この指定管理者の制度であろうかと思っております。

一方、民間委託につきましては、これは行政が民間委託をするときは、できるだけ経費の節減をいたしますけれども、そういった詳細な設定までは民間委託はやっておりません。いわば、この民間委託を厳密に規定をした部分、これが指定管理者の制度ではなかろうかと思っております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

お答えをいただきましたが、私にはまだ全くわからないと言いたいです。論議をしていたら時間はまだ限りないと思いますので終わりにしたいと思いますが、確かに今の時代の流れの中でやらなくてはいけない分、決められていてもとめていかななくてはいけない分、いろいろあると思います。そういう中で、きょうはここで結論は出ませんが、さらにこの採決がされるまで、私ももう少し勉強もさせていただきたいと思いますが、先ほどごめんなさい、ちょっと一つだけ忘れておりましたので、今民間委託と指定管理者制度の分が出ましたところで、私の理解が間違っておったら指摘してください。

例えば、使用料、手数料の問題ですね。民間委託の場合は、議会で使用料、手数料の改正の場合の議決はできると——できるじゃなくて、そうしなくちゃいけないと思っておりますが、話に聞くと、指定管理者制度の場合は指定を受けたところで改定ができるというふうに私は受けとめておりますが、そうでしょうか。そこで終わりたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

出村助役。

○助役（出村素明君）

お答えいたします。

先ほどの件も含めてですけれども、委託と今回の指定管理者制度の大きな違いといいますのは、なかなか一概に明確なあれはないわけですが、私たちが考えておるのは、民間委託というのは単なる役務の提供というふうに理解をしております。指定管理者というのは、料金をいただいただいて、経営そのものに参画できるというような違いがあるというふうに理解をいたしております。

それから、言われますように、自治法上で、利用料金という場合は条例事項には当たりません。管理者が決めるということになります。もちろんそれは市との協議といいますか、そういう中で決まってきますけれども、基本的には利用料金については条例事項とはなりません。（316ページで訂正）

○議長（小池幸照君）

質疑は一応これにてとどめ、議案第29号は総務委員会に付託します。

日程第7 議案第30号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第7．議案第30号 鹿島市青少年健全育成基金条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

議案第30号 鹿島市青少年健全育成基金条例の制定について御説明いたします。

これは、東亜工機株式会社様から、鹿島市の未来を担う子供たちのために使ってほしいということで、会社の創立60周年記念、あるいは谷田工場団地社屋の落成記念ということで、5,000千円の寄附をおいただきました。それを原資に、今回の基金条例の制定をお願いするものであります。

14ページをお開きください。

ここに条例の中身があります。条例の組み立て方は、ほかの基金条例とほとんど変わっておりません。

第1条が（設置）、目的ですけれども、「国際交流等により本市の未来を担う青少年の見聞を広め、もって健全な育成を図るため、鹿島市青少年健全育成基金を設置する。」というものであります。

第2条が（積立て）、「基金として積み立てる金額は、一般会計、歳入歳出予算で定める金額とする。」

次に、「この基金に対し寄附があった場合は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとする。」あと、議案第35号、一般会計の補正予算で内容は出てきます。

第3条が（管理）、「基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。」

2、「基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。」

第4条は（処分）であります。「市長は、この基金の目的を達成するため、」、つまり、第1条にあります「国際交流等により本市の未来を担う青少年の見聞を広め、もって健全な育成を図るため」ということですのでけれども、この場合は、「基金の全部又は一部を処分するものとする。」ということであります。

第5条が（運用益金の処理）、「基金の運用から生ずる収益は、」、利息のことですのでけれども、「一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。」

第6条が（繰替運用）、「市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方

法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができ
る。」というものであります。

第7条は（委任）、「この条例に定めるものを除くほか、必要な事項は市長が別に定め
る。」

附則としまして、この条例は公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑は一応これにてとどめ、議案第30号は文教厚生委員会に付託をいたします。

日程第8 議案第31号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第8．議案第31号 市長及び助役の諸給与条例の一部を改正する条例について
の審議に入ります。

当局の説明を求めます。北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

議案第31号 市長及び助役の諸給与条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書は、15、16ページでございます。

この議案につきましては、本年の3月定例議会におきましても同じ改定案を提案いたしま
したが、再度の御審議をお願いいたすものでございます。

改定案の内容につきましては、市長の給料月額現行「865千円」を、月額87千円減額し、
「778千円」に、また、助役の給料月額現行「679千円」を、月額48千円減額いたしまして、
「631千円」に改定をいたすものでございます。これによりまして、削減総額は、平成17年
度におきましては約1,479千円の減ということになるものでございます。

なお、施行期日は平成17年7月1日からといたしております。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

1点だけお尋ねをいたします。

これは、さきの3月議会でも質疑をいたしておりましたが、再確認の意味で市長に見解を
求めておきたいと思っております。

3月議会の折は、本議案と太良町との合併の協議を廃止する議案とが前後して提案されておりました。この市長並びに助役の給与削減案は、合併破綻に対する行政の責任というものが背景にあるのかというような質疑を私はいたしましたわけですが、これはそれとの関連はないというふうに総務部長の方から答弁が行われておりますが、市長の見解を今回お尋ねしておきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、基本的なこととしては、毎年、特別職報酬等審議会に諮問をするという約束のもとに、毎年諮問をしております。その答申がありました。私としては市民の、あるいは納税者の各界各層の代表者として選出をし、その特別職報酬等審議会を構成しております。したがって、その諮問をした結果、出た答申については、市民の意思だというふうに受けとめております。今までも、したがって、その答申どおり議会に提案をし、そしてその承認を受けてまいりました。今後もそのように思っております。そういう答申の中で、そういう議論があったのかどうかは私承知しておりませんが、私自身としては、その答申内容に沿ってやるのが市長の責務だというふうに思っております。

また、それに加えて、今、私どもは財政等基盤強化計画を推進するべく準備をしております。こういう中で、この前も説明いたしましたが、全体であと——当初5カ年で25億円の、いわば固定的に歳出をしているもの、これについては抑制していくと。以前は25億円ということでしたが、ここ一、二年の努力によって、19億円までそれを圧縮しております。その19億円のうち、8割は我々行政の自助努力でこれをなし遂げようと。あと2割を、住民の皆さんに痛みをともに伴っていただくということをお願いしようと。最後の最後の、例えば、税金のアップとか、こういうものはできるだけ避けたいと、こういうことでやっております。

そうなりますと、市長としては、みずからの報酬を審議会の答申どおりにカットすること、まずですね。そして、職員にも協力をお願いする。あるいは市民の皆さんにも、先ほど言いましたように10のうちの2、これぐらいは市民の皆さん、どうか御協力をお願いしますと、こう言わにやいかん立場ですので、まず、みずからこれを律していく。そして、いろんな協力をお願いをしながらこれを実施していくと、こういうことで提案をしております。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

つまり財政基盤強化のために、その行政の最高責任者としての責務を果たすことで、合併破綻に対する責任の果たし方であって、今回、提案の市長並びに助役の給与削減という件に関しては、報酬審議会に毎年諮問しておる。その答申が今般出されたことを踏まえて出した

と。そういう整理を今いただいて、答弁もいただいたというふうに確認をいたしました。
終わります。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。10番北原慎也君。

○10番（北原慎也君）

1点だけお尋ねをしたいと思います。

前回のこの特別職の給料について、私は賛成をしかねました。というのは、私は先ほど議員定数の問題のところでも申し上げましたが、私の考えは、確かに財政は窮屈だということはいく私もわかります。市長の給料というのは、やっぱりトップとしての給料として、これまで平成7年、894千円あったのが、15年の1月からだんだんだんだん下がってきたんですね。既にもう3.27下がって、今回また10.06下がるということになります。そうしますと、来年は市長の選挙になるわけですが、市長は出られるか、出られんかは私はよくわかりませんが、来年、市長選に出られる方、そのことを考えますと、むやみに私は下げることがいいことだというふうには思わないわけですよ。そこら辺についての市長のお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、市長選に立候補をする場合には、報酬が幾らだとかということが第一義的に出てくるものではないというふうに思っております。何よりも自分たちが住みなすこの鹿島市をよくしていく、あるいは鹿島市民の福祉のために自分は寄与したい、こういう熱意がある人が立候補されるべきだと思っております。もちろん御指摘のように、この報酬というのは別に離れて考えるべきものではありません。ただし、やっぱり何が第一義的かということになりますと、私が先ほど申し上げたとおりであります。

そしてまた、今までいろんな——これは今回、財政基盤の強化の大改革であります、ほかにもいろんな改革を推し進める、その先頭に立つのが市長であります。その場合に、みずからの身を切ってみせて、職員にも市民にも、そしてその計画の実現に邁進していくというのが、私は責任者として、トップとしてのあるべき姿だというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

10番北原慎也君。

○10番（北原慎也君）

わかります。確認をしたいと思います。

財政基盤整備強化策として、5年間で25億円、何とかやっていきたいというのは市長のお考えで、我々もこれは何とかやっていかんばいかんということで、いろいろ論議をしてきて

いるところですね。そうすると、この財政基盤がある程度見通しが立てば、もとに戻すという基本的な考え方ですね。それはおありでしょうか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

特別職報酬等審議会の中での議論でもありますし、また市民、あるいは納税者の一般の判断の仕方としても、他市に比べてどうかというのは、幾つも条件のあるうちの一つとしてあると思うんですね。ほかの市と並んでおるやろうかと。これは議員の報酬についても、そういう判断が幾つかあるものの中の一つにあると思うんです。あるいは類似の公共団体ではどういうことになっているか。そういう意味では、先ほど御質問になったことについてはあり得ると思います。

ただ、これは、そのときそのときの状況ということですので、ただし、他市並みに、何とかやっていた状況になったというふうになれば、これはあつてしかるべきというふうに思っています。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

私は、議案第31号 市長及び助役の諸給与条例の一部を改正する条例案につきまして、反対の立場から討論をいたします。

いわゆる2カ年にわたる太良町との合併問題、まさにこれは2市4町での議論を超えて、桑原市政の不退転の決意を持って臨むという姿勢が、本議会でも各種説明会の中でも公にされて展開をされてまいりました。しかし、その結果は、御承知のとおり破綻に終わったわけでございます。執行部のこの努力は、我々議会としても可とするところではございますが、その結果責任というのは、政治的に行政責任として残るのは事実だろうと思います。

しかし、今般、提出されております市長並びに助役の給与の改正案につきましては、ただいまの質疑でも明らかになりましたように、その責任の問題は盛り込まれていないということでございまして、今後の非合併における財政再建のためには、市民並びに職員の負担増が必至であります。あわせてまた、場合によっては市税の引き上げも含めた議論が展開をされております。そうした結果責任、これに対する、まず市民や行政職員に対するそうした痛みを強いる前に、行政のトップにある者のとるべき責任というものが、まず第一義として私

はあるのではないかというふうに考えます。

今般の議案の内容は、そういう意味を踏まえ、例年の審議会答申を受けたという受け身の内容しか盛り込まれていないということは、今日の市民の合併破綻に対する行政責任にこたえる内容にはなっていないということを言わざるを得ません。そういった立場から、私は本議案の内容については不十分であるという立場で、反対の立場をとらせていただきます。

以上で討論を終わります。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

私は、ただいまの案件については賛成の立場で討論をしたいと思います。

いろんな意見につきましては、3月議会の中で述べました。特に私はそのときも、今回の提案が報酬審議会に答申を求め、そしてそれによってなされているということについて、私は意見を申しと思いますが、私は本来なら、今日、市長がこれから市民に対し、この財政難の中で、市民に対しても痛みをお互いに分け合おうじゃないかというようなことを提案されているわけで、私はみずからがこの削減については提案をすべきだったというような、そういう気持ちで、市長は報酬審議会に責任を持たすようなことをしてはいけないと、みずからやるんだというようなことの意見を申し上げました。そして来たわけですが、そのときも私は市長のこの提案については賛成をしてきておりますので、今回も賛成をしたいと思います。

もう一度申しますが、やはり市民に痛みを分け合ってもらいたいというのなら、みずから責任を持って提案すべきだったということは今も変わらない気持ちです。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第31号 市長及び助役の諸給与条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。しっかり立ってください。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立少数であります。よって、議案第31号は否決されました。

日程第9 議案第32号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第9 議案第32号 鹿島市議会議員の報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を

改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

議案第32号 鹿島市議会議員の報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書は17ページ、18ページをごらんください。

この議案につきましても、本年の3月議会におきまして同じ改定案で提案いたしましたが、再度の御審議をお願いいたすものでございます。

改定の内容は、議長の報酬月額現行「447千円」を「415千円」に、副議長の報酬月額現行「376千円」を「349千円」に、議員の報酬月額現行「348千円」を「323千円」に、それぞれ改定をお願いするものでございます。このことにより、平成17年度におきましては約6,124千円の減額となるものでございます。

なお、施行期日を平成17年7月1日といたしております。

よろしく御審議方お願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

本案に対しては、中村雄一郎君外2名から修正動議が提出されました。会議規則第16条の規定に基づき、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

この際、提出者の説明を求めます。7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

鹿島市議会議員の報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の修正案を上程いたします。

提出者は私、中村雄一郎、賛成者が北原慎也議員、吉田正明議員でございます。

修正案でございますけれども、鹿島市議会議員の報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を次のように修正する。

執行部の今回の提案は7%でございますが、修正案は約3%の削減という案でございます。議長「447千円」を「434千円」、副議長「376千円」を「365千円」、議員「348千円」を「338千円」に改める。

附則といたしまして、この条例は、平成17年7月1日から施行する。

また、条例の失効でございますが、この条例は、平成19年4月29日限り、その効力を失うというものでございます。

その提案の理由を申し上げます。

3月議会で提案されました鹿島市議会議員の報酬を7%削減するという条例改正案を、私たち鹿島市議会は否決をいたしました。その理由は、平成18年度から22年度までの5カ年間で25億円を削減するという——先ほど25億円が、市長の方から19億円に縮減をしたということとで報告がっておりますが、その25億円を削減する鹿島市財政基盤強化計画の中で、議会みずから議員定数の削減をすべしという結論の中で最終調整を行っていたからであります。市長にも提案を見送ってほしいと要望いたしましたが、特別職報酬等審議会の答申を尊重するという事で提案なされました。

合併が破綻した現在、鹿島市財政の見直しは急務であること、また痛みを共有しなければならないということは十分に理解できますが、民主主義の根幹をなす議会制度を維持するためには、議員の専門職化、議員職の魅力度のアップを図り、資質を高めるための妥当な報酬は幾らなのかということは、財政問題とは別の次元で議論をする必要があります。

本日、私たちは、議案審議の冒頭で議員定数6名を削減いたしました。このことにより、22年度までの削減額は、報酬を含む議員1人当たりの年間経費6,180千円掛ける24名、延べで24名分になりますので、148,520千円になります。今回の提案の7%の削減を6年間続けますと、40,200千円の削減金額であります。そのことから、108,320千円の削減を議会みずからが提案したわけでございます。

市長はこの考え方に関しまして、定数削減は来期のことで、今の任期中の我々が痛みを課すべきではないか、分かち合うべきではないかということを常に言われています。そこで、6名の削減とあわせて検討した結果、3%の削減案を提案したわけでございます。その3%の削減案の根拠は、合併しなかった多久市が、既に20名の定数を4人削減して16名ということで決められています。鹿島市と同じ統一地方選挙ですので、選挙は19年に行われますが、既に16名に削減をされています。さらに、報酬は2%の削減をされています。ただし、これは期限つきで、平成16年の7月から平成18年の3月までの期限つきでの削減であります。また、職員の給与の削減が、人事院の勧告でどう変わるかわかりませんが、案としては2%であるということは先日言われましたので、それを勘案してのものであります。このことにより年間2,680千円の減で、17年7月より23年3月まで、5年9カ月で15,810千円となりますが、先ほどこの条例の失効期間を19年4月29日といたしましたので、これに関してはちょっと計算をしておりません。

しかし、今回の問題、財政改革だけではこの問題を考えてはいけないと思います。先ほどから申しておりますように、行政と議会という議会制民主主義の本旨を見失わないように、行政改革の視点から見れば議会機能の強化も必要であります。本市では、地方自治法で認められている政務調査費も支給をされておられません。そこで、議員定数が16名になる平成19年度からの報酬に関しては、再度報酬審議会に諮り、再検討をお願いしたいということで、条

例の失効の時期を19年4月29日で御提案したいと思います。

以上、提案理由の説明といたします。

○議長（小池幸照君）

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。14番青木幸平君。

○14番（青木幸平君）

14番青木でございます。今の説明に、ちょっといささか腑に落ちないところがございます。普通、全協でいろいろ話があるんですが、きょう、いきなりこういう案が出まして、どういこうでこういこうものが出たのか、ちょっと腑に落ちません。

今、説明を聞いておっても、何となく財政基盤強化と言いながら、そうでもないというふうな話で、一体我々は何のために財政基盤強化、そして市長の給料も削減して、私は今度の一般質問で職員の給与も民間企業に合わせるべきだというふうな提案を申し上げました。これは市民と一体となってやらんと、とても今度の財政改革は達成できないと思うわけでございます。

今、国は本当のことを申し上げておりません。しかし、これはいずれ、2年ぐらい後には国の財政危惧を声高々に言ってくると思います。そういうことを条件にしながら、鹿島市も財政基盤整備をやっているわけでございまして、そういう点から、ちょっとこれは甘いというふうに考えるわけでございます。

そして特に、条例の失効とここにありまして、「この条例は、平成19年4月29日限り、その効力を失う。」とあります。これは一体何なのか。今度、執行部から7%の削減が出たところに今度3%の提案をされて、この条例は我々の任期が終われば効力を失うんだということが書いてあります。そんなに早く鹿島市の財政再建ができるのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

提出者、中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

ただいまの青木議員の御質問にお答えいたしますが、まず説明をよく聞いていただきたいと思いますが、16名に今回6名の削減をいたしました。その中で148,520千円の削減を、この18年度から22年度までの5カ年間で既に我々は決議をしたわけでございます。そのことはかなり大きな削減額になるということで、先ほど市長が言われた25億円から19億円になったという流れの中で、我々の議会関係がどのようになっているか、ちょっと精査をしてみないとわかりませんが、既にその段階で、5カ年間で150,000千円近くの削減を我々はみずからやったわけです。そのことは、ちゃんとした形で評価をしていただかなきゃならないと思います。

その上で、今期の我々の中で、いかにしてその痛みを分かち合うかということで、7%の

案を前回否決しております。7%は恐らく今回も非常に厳しい状況だというような判断の中から、3%の修正案をまず出しました。

最後の失効のことでありますけれども、16名に削減する中で議員の皆さん方から議論をされたのは、やはり議会制民主主義を考える中で、議員の質を高めていかなきゃならないという議論がありました。議会の魅力度のアップもしなければいけない。若い方が出られるような状況もつくっていかなくちゃならないということで、ただ下げていくだけでいいのかということで、再度、16名になる段階に関しては、報酬審議会でも16名を前提として議論していただくことを、この失効を全面に押し出すことによって議論していただく、必ず議論をしていただかなきゃならないわけですから、その場で16名のときの報酬をしっかりと議論していただくために、失効の期間を設けさせていただいております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

14番青木幸平君。

○14番（青木幸平君）

まず、報酬審議会が、これは市民の皆さんに負託されているわけでごさいます、この答申を、我々は市民の代表として真摯に受けとめなければならないというふうに私は思っております。

3月議会でもこれは否決されました。本当は報酬審議会は、もうこれで辞表を出すぐらいの決議あってしかるべきだと思うんですけども、そういうこともなく今度もまた否決されました。これで市民と一緒に、皆さんと一緒に鹿島市の財政基盤を強化するのと言われても、私は自信がありません。やっぱり市民と一体で、執行部も議会も一体となってやらないと、市民の協力は得られないわけであります。

そして、先ほどもちょっと言われましたけれども、議員の報酬が余りにも減れば、出たおらんような話もちょっとございましてけれども、大体我々は報酬を目当てに来ているんじゃないですよ。我々は市民の代表として、鹿島市政をよくするという情熱で来ているんです。ある程度、こういうふうに厳しいときには、我々の生活権も脅かされますけれども、市民の生活はそれ以上にきついですよ。私は自分の小さな事業をやっておりますから、よくわかります。その点、きれいごとじゃなくて、我々もそういう気持ちにならんと市民からの協力は得られないと思うわけでごさいます。

私も、私ごとになりますけれども、今度の5期目はとても無理だと思っております。そういう場合に、今度、報酬が下がれば、年金は年間で7%削減で106千円、毎年減ります。しかし、そういうふうなお互いの痛み分けをしながら掘っていかないと、市民の協力は得られないということで、私はちょっとおかしいというふうなあれを申し上げます。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

議案第32号、本案及び修正案についての討論に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

20番松尾です。議員報酬につきましても、私は3月議会の中で、具体的にみずからの活動状況などを報告しながら意見を申しましたので、きょうは申し上げませんでした。ただ、私は、議員というのは、本来、住民の皆さんの負託にこたえて、先ほど定数削減のときも申しましたが、十分に皆さん方の声にこたえるだけの議員活動をしていかなくちゃいけないし、そのためのいろんな条件が保障されなくてはいけないと思っています。

特に、そういう面では、先ほど出された定数の問題にしても、そして今度の報酬の問題にしてもそうですけれども、私たちが今、自分たちの身を削って、これだけの財源をつくりました、どうですかと。私はそれでは十分じゃないと思うんですよ。今、私たちがこういう状態にならなくてはいけないのは何なのかということを、まず考えていかなくなくてはいけないと思いますが、根本をただせば、これまでの国の政治、悪政の続く中で、財源的にいろんな問題が出てきたということが、まさに隅々の地方にしわ寄せが来たと。それがこういう形でやってきていると思います。ですから、今、私たち議員がやらなくてはいけないのは、みずからの身を削るということだけでなく、そういうのに対して立ち向かっていきながら、本来の政治の姿を取り戻す、その仕事を私たちはやっていかなくなくてはいけないんじゃないかと思います。そのためには、私たちが十分に保障された議員で、そして私たちが十分に活動できる議員報酬がないと、本当に私たちは十分な活動ができなくなるということを私は申し上げたいと思います。

3月議会の中で、私は一つ一つ項目を出しながら、みずからの議員の活動のあり方を申し上げましたが、本当にあのとき申しましたように、このまま議員報酬が削減されますと、私みずからも、どこかに職を求めながら、本当に完全に市民の皆さん方の要求にこたえるだけの時間の保障、その他がないということを私は申し上げたいと思います。

そういう立場に立ちまして、私は3月の議案提案のときと同じような立場で、議員報酬の引き下げにつきましては反対の態度をとりたいと思います。

以上です。

○議長（小池幸照君）

ほかには討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

まず、中村雄一郎君外 2 人から提出された修正案についての採決をいたします。修正案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立少数であります。よって、修正案は否決されました。

次に、本案についての採決をします。議案第32号 鹿島市議会議員の報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立少数であります。よって、議案第32号は否決されました。

日程第10 議案第33号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第10、議案第33号 鹿島市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

議案第33号 鹿島市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書は19、20ページ、説明資料では7ページをごらんください。

今回の条例の一部改正につきましては、消防組織法の規定に基づく条文の整備と、消防団長以外の消防団員、副団長以下の団員となりますが、消防団につきましては、市長の承認を得て消防団長が任命するということへの条文の改正と、新たに女性消防団員を公募し、任命するに当たりまして、これまで年齢18歳以上45歳未満の男子と規定していたものを、改正案では、一般男子については18歳以上で45歳未満の者とし、ただし、班長以上の階級の男子団員と女性消防団員につきましては、45歳以上でも任命することができるという規定に改正をいたすものでございます。

女性消防団員の採用の目的でございますけれども、消防団をより活性化し、消防団活動の充実・強化、地域における防火意識の高揚、安全、安心なまちづくりに寄与するものとして行うものでございます。

この条例は、平成18年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わりますけど、よろしく御審議をお願いします。

○議長（小池幸照君）

直ちに質疑に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

20番松尾ですが、今回新たに女性消防団員というのがつくられることになりましたが、消防団員の仕事というのはいろんな仕事があるわけですがけれども、この女性消防団員の主たる任務というのはどういうものでしょうか。男性消防団員と同じように消火に走る、防水、防火、何というんですか、防水対策ですか、いろいろありますが、果たしてどこまで任務が義務づけられるのか、お答えください。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

女性消防団員を採用するに当たりまして、まず私どもで考えておりますのは、最前線、例えば、火災現場とか災害発生の現場ではなくて、後方支援、例えば、現場の状況記録をとったり、伝令等を聞いて、軽度の負傷者の救護というようなことで、最前線じゃなくて後方支援という形で想定をいたしております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

大体わかりましたが、消防団員の方たちの仕事、最前線でなくとも、例えば情報伝達その他にしても、簡単なものじゃないと思いますね。特にこういう非常時の場合ですから。そういう面について、じゃあ具体的にどういう形でそういう消防団員になられた方たちの訓練といますか——そういうのをしないと、恐らく簡単じゃないと思いますが、そういうことはどういうふう考えられているのか。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

先ほど後方支援という形で考えておるということで申し上げました。そのほかには、防火訪問ということで防火意識の高揚のために各地域で働いていただくとか、独居老人宅の訪問、また、保育園や幼稚園に出向いていただいて防火意識の高揚に努めていただく。また、団の広報紙の作成とか、式典、訓練への参加をしていただくというようなことを想定いたしておりますところでございます。人数的には、鹿島で15名程度を募集したいということで考えておまして、配置といますか、組織につきましては、本部付ということで想定をいたしております。

現在、昨年10月1日現在におきましては、24市町村で368名の女性消防団員が活躍されております。また、今月6月6日、県の消防の訓練が塩田町でございました。そのときも女

性の方がたくさん訓練に参加していただいております、結構活性化ができていますという感じを私は思ったところでございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

15名で本部付ということですが、これはもう年齢からいいますと18歳から45歳ということですが、やっぱり若い方が必要だと思いますが、今、本当に若いお母さんたちも仕事につかないとということで、仕事をされている人が多いわけですが、そういう面で、例えばどういう形で採用されるか、希望者で採用されるかどうかわかりませんが、そういう場合の、例えば消防団員の方は団員報酬という形での対応だと思いますが、女性消防団員についても同じような団員報酬という形をされるのか。それから、先ほどのお話では各地域の保育園とか何かに出向いて行って、いろいろ防災、防火、何といたしますか、指導をしていくというようなことをおっしゃったと思いますが、聞いておりますと、本来ならそれは消防署の仕事かなとも思いますが、そういう人たちに、ただ単にボランティア的な仕事をするのか、それとも、それなりの代償が考えられているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

まず、女性消防団の報酬から申し上げますと、一般の消防団の範囲と同じ金額を年額で支給いたしますということにいたしております。また、公募につきましては原則市報等で公募をいたしますけど、状況によりましては、それぞれ各企業にお願いしたり地域の方にお願いをしていくということで、公募の方式ということでとりたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

今、公募については一般で公募して、企業とか地域にお願いをしたいというようなことでおっしゃいましたが、報酬については、一般団員と同じように年報酬ということになりますと、例えば、企業をやめてつくというような人は出てこないでしょうし、一般からもそうそう簡単に応じてくる人があるのかなという心配をしておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

お答えします。

先ほど松尾議員の質問の中で、18歳から45歳ということでは言われたと思いますが、女性消防団員につきましては年齢の制限はございません。男子の一般の団員さんが45歳までという年齢制限がございます。

公募ということで、私は先ほど企業等をお願いをするということで答弁をいたしましたけど、公募がなかった場合には頭を下げてでも各関係機関に勧誘をしていきたいというふうなことで、公募ということで答弁をいたしました。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

終わりにします。確かに防火指導などには女性の方たち適任だと思います。そういう面では大いに活用を——活用と言ったらいけませんかね、お願いをしたいと思いますが、ある面では、今日先ほどまでも財政の問題でいろいろ論議がありましたが、指導に当たる内容によっては、何らかの報酬制度というのも今後考えていく必要があるんじゃないかなと思います。私はこれまでも消防団の人たちは出動手当などについては長い間申し入れをしてきましたが、そのままの状況で終わっておりますが、だれもがそれぞれの立場でやっているからということじゃなくて、やっぱりそれなりのことは考えながら取り組みをしていただきたいということをお願いして、終わりにしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第33号 鹿島市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第33号は提案のとおり可決されました。

日程第11 議案第34号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第11. 議案第34号 鹿島市非常勤消防団員に係わる退職報償金の支給に関する

条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

議案第34号 鹿島市非常勤消防団員に係わる退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

議案書は21ページ、22ページから、説明資料は8ページをごらんください。

今回の改正は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正によりまして、この改正案を提出いたすものでございます。

改正の内容は、別表の資料の退職報償金支給額の表中、階級が班長、部長、本部付部長、副分団長、分団長、本部付であり、勤務年数が10年以上25年未満で退職する消防団員への退職報償金を、それぞれ2千円の引き上げを行うものでございます。このことによりまして、鹿島市におきましては12名の方が対象となっております。退職報償金につきましては24千円の増額となるものでございます。

今回の改正の趣旨でございます。通例ですと、これまでは全消防団員の退職される方の報償金が改正となっておりますが、今回は一部の方が対象ということでございまして、この理由は、中堅幹部ということで、中堅幹部の引き上げがなされたわけですけど、火災現場、災害現場におきまして、団員に対して直接指示、命令、指揮をとる中堅幹部の処遇改善、また、中堅幹部としての自覚を持っていただくことに主眼を置いた改正となっているものでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第34号 鹿島市非常勤消防団員に係わる退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第34号は提案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

午後 3 時 21 分 休憩

午後 3 時 32 分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

その前に、助役より答弁の訂正の申し出がっておりますので、これを許します。出村助役。

○助役（出村素明君）

先ほど20番議員の質問の中で、いわゆる利用料金は議決事項かどうかという私の答弁で、若干不足する分がありましたので、補足して説明をさせていただきます。

確かに地方自治法第 244 条の 2 第 9 項では、利用料金はあらかじめ地方公共団体の承認を得て指定管理者が定めるということになっておりますので、そのものについては議決事項には及ばないと。ただ、これらの基本的な枠組み、つまり料金の上限や算定方法等については条例事項でありますので、その段階で当然に審議をいただくということになりますので、補足して答弁にかえさせていただきます。

日程第12 議案第36号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第12. 議案第36号 平成17年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第1号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手譲二君）

議案第36号 平成17年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書は24ページですが、別冊の補正予算書で御説明いたします。

今回の補正は、平成16年度鹿島市老人保健特別会計の決算におきまして、繰り越すことになりましたので、その繰越金と国庫補助金の増額、それに伴う支払基金交付金、審査支払手数料交付金、県支出金の返還金が生じたので、予算の補正をいたすものであります。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成17年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第1号）。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,710千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,841,204千円といたすものであります。

補正の内容につきましては事項別明細書で御説明いたします。

6ページをお願いいたします。

歳入ですが、2款．国庫支出金、1項．国庫負担金、1目．医療費負担金は2,348千円を追加補正いたすもので、これは16年度の診療費、医療費支給費、高額医療費に対する国庫負担金の追加交付分であります。

7ページをお願いいたします。

5款1項1目．繰越金は8,362千円を追加補正いたしておりますが、これは16年度決算で繰り越しが生じたことによるものであります。

8ページをお願いいたします。

次に歳出ですが、3款．諸支出金、1項1目．償還金は、10,710千円を追加補正し、10,711千円といたしております。これは、16年度決算により社会保険診療報酬支払基金へ3,787千円、県へ6,924千円を返還いたすものであります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第36号 平成17年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第1号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第36号は提案のとおり可決されました。

日程第13 議案第37号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第13．議案第37号 平成17年度鹿島市水道事業会計補正予算（第1号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。井手水道課長。

○水道課長（井手清治君）

平成17年度鹿島市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、国道207号線バイパスの車線拡張により、西牟田水源用地の売買及び配水施設の移転補償契約を佐賀県と締結いたしましたので、その土地の売却額と物件の移転補償

額を事業収入として増額補正するものであります。

まず、土地については大字高津原3307番の2、2,978.59平方メートルのうち、売却面積は1,204.9平方メートル、売却額は27,953,680円、売却単価は23,200円の平米単価であります。移転補償の物件は、配水池周辺の送排水管及び立木補償等で補償額は94,040,900円です。総額といたしましては121,994,580円です。

別冊の水道事業会計補正予算（第1号）をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

第2条、鹿島市水道事業会計補正予算（第3条）に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたすものであります。

第1款．事業収益、第2項．営業外収益に、西牟田配水池等の物件移転補償費94,040千円を増額し、第3項の特別利益を設け、固定資産の売却益27,628千円を追加して、事業収益を696,045千円といたすものであります。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入額が資本的支出に不足する額を324千円減じて、247,775千円といたすものであります。

次に、2ページをお願いいたします。

第1款．資本的収入、第5項．固定資産売却収入に、今回の土地の売却分の帳簿価格323千円を増額し、資本的収入を856,052千円といたすものでございます。

3ページ以降の付属書類は説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第37号 平成17年度鹿島市水道事業会計補正予算（第1号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第37号は提案のとおり可決されました。

日程第14 請願上程

○議長（小池幸照君）

次に、日程第14．請願上程であります。

今期定例会において受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおり2件であります。

請願第1号 「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」請願書は産業建設委員会に、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書は文教厚生委員会にそれぞれ付託します。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明22日は各常任委員会の開催、23日は休会とし、次の会議は6月24日の午前10時から開き、委員長報告並びに議案審議を行います。

本日はこれにて散会をいたします。

午後3時43分 散会